

第十九回国会
衆議院

地方行政委員会公聴会議録第三号

昭和二十九年三月十八日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤尾 弘吉君 理事吉田 重延君

理事藤田 義光君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

生田 宏一君 尾関 義一君

濱地 文平君 前尾繁三郎君

山本 友一君 鈴木 幹雄君

橋本 清吉君 阿部 五郎君

石村 英雄君 北山 愛郎君

伊瀬幸太郎君 大石ヨシエ君

大矢 省三君 中井徳次郎君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君

自治庁次長 鈴木 俊一君

總理府事務官(自治行政局長) 奥野 誠亮君

出席公述人

全国知事会代表 友末 洋治君

(茨城県知事) 金剛不二郎君

全国市長会代表 關井 仁君

(茨城県石下町長) 關井 仁君

全国町村会代表 國井 秀作君

(茨城県下市町長) 井藤 半彌君

全国事業税代表 武正 總一郎君

一橋大学教授 河井 平次君

全国指導農業協同組合代表 山本 宗平君

東京都労働組合連合会委員長 宗平君

茶業連盟代表 山本 宗平君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日の公聴会で意見を聞いた事件
地方税法の一部を改正する法律案について

○中井委員長 これより地方行政委員会公聴会を開きます。

本日は地方税法の一部を改正する法律案について、利害関係者及び学識経験者等より公述人として御意見を承ることにいたしました。

本委員会におきましては、同案が付託されて以来、慎重に審査をいたして参りましたが、今回の改正案には、タバコ消費税、道府県民税、不動産取得税の新設の創設、入場税の国税移管及び附加価値税を廃止し、現行事業税及び特別所得税を統合して事業税とする等、重要な問題を含んでおるのでありまして、甚だしく議論されておる現状にかんがみ、本日公聴会を開きまして、広く国民諸君の声を聞き、本法案の審査を一層徹底せしめると同時に、その審査に遺憾なきを期したいと思ふ次第であります。

この際公述人各位にお願いを申し上げます。公述人の方々のうち、全国知事会代表茨城県知事友末洋治君、全国市長会代表川崎市長金剛不二郎君、全国町村会代表茨城県石下町長關井仁君、このお三人が午前における公述人として御陳述を願うことになっておるものであります。本日は御多忙中にもかかわらず、本委員会のため御出席くださいましたことに対し、委員会を

代表し、厚く御礼申し上げますとともに、各位の率直なる御意見の御陳述を希望する次第であります。それでは議事の進行上、順次御意見を承ることにいたしますが、その公述時間は各人約十五分ないし二十分の予定でありますので、その要旨を簡明にお述べくださるようお願いいたします。

なお陳述が終了いたしましたら、本委員会の委員諸君から御質疑があると思ひますから、さよう御承知を願います。それではまず友末洋治君より御陳述を願います。友末君。

○友末公述人 今回政府が国会に提出されております地方税法の一部を改正する法律案等につきまして、意見を申し述べたいと存じます。

御承知の通り、現行の地方税、財政制度は、昭和二十五年にシャープ勧告を基礎として大幅に改正をされたものでございまして、その結果は、少くとも府県にとりましては従来よりもはなはだしく改善の状況に相なつて参つておるのでございまして、これは制度そのものにも幾多の欠陥がございまして、またその後におきまする制度の運営にも適正を欠くものがあつたことに基くものと考へられるのでございまして、そこで、意見を申し上げる前に順序をいたしまして、一応それらの実情の要点を一、二申し上げさせていただきますと思ひます。

すなわち第一には、県の独立税源がきわめて少く、自律性が低いことでございまして、昭和二十八年度におきま

するところの府県税収の総額は歳入総額のわずか二割五分にしか当つておらないのでございまして、改正前の昭和二十四年度におきましては、これが約三割強を占めておつたのでございまして、府県の中で最低は鳥取県の八分八厘というきわめて貧弱な状況を呈しておるのでございまして。

第二には、府県税のほとんど全部と申してもよろしい九五・五%を占めておりますのは、事業税と入場税と遊興飲食税、この三税でございまして、これらはすべて都市中心の偏在した税種でございまして、普遍的な税をまつたく持たない府県におきましては、その行政の面におきまして、勢い諸種の弊害が生じておるのでございまして。すなわち、府県の納税者は住民全体のわずか三割ないし四割にすぎないのでございまして、しかも主として納税者は都市民でありまして、財政投資の大部分は、例外的には、府県税をほとんども負担しておきません農山村に振り向けられるのでございまして、納税を通じて府県の自治行政に参加するというこの民主政治の実体が欠けておるのでございまして。これにつきましては行政執行者の私どもはもちろん、住民といたしましてははなはだしき矛盾を感じておるところでございまして、従来住民の側からも、納税というものと行政参加というものとを、何らかの形において実現してもらいたいという要望が起つておつたのでござ

います。他面納税を多くいたしてあります都市方面におきましては、納税相当額の財政投資すなわち仕事をやつてもらいたいという要求の音が強くなつて参る、しかし現実にはその納税と事業との均衡をはかりませんことは、どういふ不可能でございまして、勢い納税方面にも相当困難な事態を生じておつたのでございまして。さらに府県税の偏在性は府県相互間の税源に、はなはだしい不均衡を生ぜしめておるのでございまして、府県税収総額全体の二分の一程度はいわゆる六大府県で占められておるのでございまして。これを税収総額の人口一人当りの額で見ますと、富裕府県と貧弱府県との間におきましては、約八倍程度の開きがあるものでございまして。さらにこのことは国庫負担金制度の復活や増大に結びついて参つたのでありまして、御承知のよううに昭和二十五年にはこの国庫負担金制度が約三百億程度整理されたものでございまして、二十八年度までにはこれがほとんど全部復活し、さらに増大をいたしておるのでございまして、ある程度整理された昭和二十九年年度の国庫補助負担金の総額は約二千七百億円でございまして、歳入総額の全体の約二割七分を占めております。府県だけにとつてみますと三割四分、約三分の一程度は国庫補助負担金が占めておる状況でございまして、この偏在した制度が結びつきまして、府県間の財源の不均衡は一層激化しておるのでござ

います。これを何とか均等化せしめなければならぬというので、御承知のように義務教育費国庫負担法の特例法案というものも一時出て参つたのでございます。これは今日の目を見ておらないのでございますが、かようにこの不均等化を是正するということは、かねてからの懸案問題にすらなつておるのでございます。

第三には、府県税収総額のうちその約三分の二を占めておりますものは事業税でございますが、この事業税は、とき／＼の経済事情の変化が鋭敏に影響いたしますので、税全体の安定の度合いは低いものと申さなければならぬ次第でございます。従つて、經常的經費あるいは義務的經費が大部分を占めております府県行政も勢い安定性を欠きやすい状態に置かれておると申さなければならぬのでございます。

第四には、府県間に避けられない税財源の不均等を調整するために平衡交付金の制度が設けられたのでございますが、その運営の実際は必ずしも円滑に参つておりません。年々国と地方との紛争を続け、政府の不完全な財源措置は、府県財政の窮乏と混乱の原因をなしておりますことは争ひ得ない事実でございます。私も以上は各種の弊害をすみやかに是正される必要を痛感いたしまして、中央地方を通ずる税財源を公正適正に配分することによりまして、すみやかに府県財政の自主独立性を高め、その安定性を強められますことをしば／＼要望いたして参つておることは、すでに御承知のところでございます。

今回いよいよこれが改善をはかりましたために、諸種の法案が国会に提案さ

れておるのでございますが、これら法案を貫きますところの基本的な方針は、地方制度調査会や税制調査会の意見を尊重され、われ／＼の要望もも取り入れられており、特に府県民税を創設されまして、負担分任の精神を実現いたしまして、一般の輿論にこたえない方策をとられ、タバコ消費税、不動産取得税、償却資産税等の独立税を設けられまして、府県の自律性を強化するという方向をとられましたことは、大いに賛意を表するところでござい

ます。ただその総額でございしますが、この改正によつて府県にふえますところの税は、差引いて三百八十八億円の増となつておるのでございしますが、既定財政規模の不合理の是正というものがまだ十分でございします。また警察制度の改正につきましても、相当額の經費を要するのでございしますが、これらの問題をあわせ考えますと、総額につきましてはなお不満の点も多いのでございします。すなわちタバコ消費税は百十五分の五となつておりますが、その課税率ももつと引上げられる必要もあるものでございします。また私どもが従来強く要望いたしております酒税釀造税等の新設も考慮されるべきではないか、かように実は考えるのでございします。ただタバコ消費税につきましても、御承知のように従来タバコ専売益金は自分のものだとして主張せられておりました大蔵省が折れて、この新税を地方に認められたということにつきましても、まったく賛意を表するものでございします。さような状況にもございしますので、まず現状における税制改正といたしましては、一応やむを得ない、これ以上の改善につきましても、

できるだけすみやかなる今後の機会に期待するほかはないのではなからうか、かように実は考えておる次第でございします。

次に入場税を国税に移管して譲与税とすることにつきましては、府県の独立財源を弱めます結果と相なりますので、その趣旨におきましては了解できがたいものがあるものでございします。しかし府県間の税源の不均等を是正いたしますために、義務教育費等国庫負担金制度の特例をもつていたします方式が、実現し得る見通しのない今日におきましては、何らかの方法をもつてこれが実現を期するといいたしますれば、入場税を国税に移管して譲与税とする本法案の方式をとりますか、または一部に最近唱えられておりますタバコ消費税に特例を設ける。すなわち超過財源を持つております府県に対しては、タバコ消費税をその都道府県に専売公社が納めないで、交付税の特別会計にこれを納入して、交付税に準じてこれを取扱うという方式もあるものでございしますが、まずこの二つの方法以外に適當な方法は現段階としては見つけ得ないのでなからうかと考えているのでございします。この両者のうち、いづれを選ぶかということにつきましても、種々議論があることは存じますが、後者は税体系におきまします非常な要態であり、かつて前例のないばかりでなく、納税者の面におきましても、かような変態の事態は容易に了解できない点があるのではなからうかと考えられるのであります。それに比しまして前者、すなわち入場税を譲与税といたしますものにつきましても、その内容に一貫性をもつており、年度当初に

おきます府県の歳入の見通しも比較的つきやすいという關係に立ちますので、その筋におきましては一応すぐれておるのではなからうか、かようにも考えられるのでございします。

次に揮發油譲与税でございしますが、この法案は二十九年年度限りの權威のきわめて薄いつ時限立法に相なつておるのでございしますが、今後すみやかに道路整備五箇年計画をはつきり樹立し、その計画の実施を保障いたしますのに足り得る中央地方を通ずる総合的な税財政計画を国の大方針として確立し、その上でこれに關する立法措置を、すみやかに講ぜらるべきであると考え

ておるのでございします。最後に地方財政平衡交付金制度を改正いたしまして、地方交付税制度に切りかえ、国税の一定割合を交付いたしまして、その率を原則として今後変更しないということによつて、地方財政に安定性を与え、これを正常化の方向に向わしめようとしておるのでございしますが、一応その趣旨は了解できます。しかしその内容を検討いたしますときには、現在の地方財政の窮乏化を恒久的ならしめるばかりでなく、一定率の変更をめぐつて、従来通り中央地方の紛争を継続せしめる結果におきましても、何ら改善されないおそれも出て来るのではなからうか。これは非常に心配いたしておるのでございします。すなわち昭和二十九年年度地方財政計画によりまして既定財政規模の正は百五十億円でございせん。地方制度調査会がはつきりと認められました三百六十億円の是正には、いまだ二百十億円足らないのでございまして、地方財政に恒久的なわくをはめる場合におきま

しては、将来のことは別問題といたしまして、まずもつて過去の姿を一応あるべき正しい姿に返して、これを行いますことが理の當然でなければならぬと考えるのでございします。従つて昭和三十年度におきまします一定率を現在において定める場合におきましては、是正不足分二百十億円を増加し、これを基礎として決定されなければならぬのでございします。原案に示されております所得税、法人税及び酒税のそれぞれ百分の二十は、これをさような計算の基礎に立つて考えますれば、百分の二十三程度に少くとも引上げられる必要があると考えます。さらにこの一定率の変更は、普通交付税の総額が引き続き各地方団体ごとに算定いたしたる財源不足額の合算額と著しく異なるとき行ふものとされておるのでございしますが、「引続き」の解釈いかんによりましては、生きておりますところの地方行政に重大な支障を生ずることともなり、また「著しく異な」の限界がきわめて不明確でありますので、地方財政に常に不安を与える原因となるおそれがあると存するのでございします。これらの解釈を政府の一方的な判断にゆだねますことは、本法案の立法趣旨に反する結果となるので、むしろ前者の「引続き」は削除し、後者につきましても地方のくふうと努力によりまして調整し得る限界を何らかの方式をもつて法文に、はつきりと明示すべきであると考えられるのでございします。以上、地方税の一部改正法律案等について、率直にその意見を申し述べた次第でございします。○中井委員長 次には全国市長会代表金剛不二太郎君より御陳述を願いま

○金刺公連人 地方税法の問題につきまして、市長の立場から考えておることを申し上げたいと思います。

今回提案されておりますのは、御承知の通り道府県民税、事業税、不動産取得税、市町村民税、固定資産税、タバコ消費税であります。

まず府県民税について申し上げますが、府県民税を徴収する趣旨は、負担分任ということが主であります。なお今回のこの税法改正の根本を貫いてお趣旨は、自治庁の長官の説明にもありますように三つの要素を持つております。ただいま申し上げましたように負担の分任ということ、税源の簡素化を是正すること、この三つの大きな要素をもつて改正されることになっておるわけでありまして、そして先ほど知事会からもお話がありましたように、この案を提案するに至つたまでの経過は、地方制度調査会の答申を尊重して提案した——尊重して、というよりも、その答申によつて提案したということは、知事会の意見をまつまでもなく、自治庁長官の提案の説明によく明示してあります。私も幸ひ地方制度調査会の委員として、これらを審議したのであります。ここに皆さんに私の意見を申し上げる上におかつて非常に参考になり、また内容がわかつておりますので、有意義であると私は考えております。この府県民税の問題であります。府県民税の創設は、負担分任を主としております。負担分任という点で、府県民税を創設するといふことがいかに悪いことかは別問題として、ただいま申し上げました三大要素に一体適合している

がどうかということでありまして、徴税の簡素化、もう一つの税の偏在の是正という点と適合しているかどうかという問題であります。今日税の問題に対する国民の、いわゆる納税者の考え方というものは、私が申し上げるでもなく、非常に税が重い、極端な言葉をもつて言いますならば、税に対する恐怖病にかかつておるのです。そういうときには、府県民税を創設するということは、内容におきましては市町村の税をわけることでありまして、決して増徴するのではない——これは説明すればわかるのであります。末端の徴税をする場合、あるいは納税者の心理を考へますと、やはり府県民税は新たに加へたような感じを受ける。これは政策上きわめて拙劣な考えであると私は考へるのであります。しかも市町村も都道府県も、今地方団体は財源が不足しておるのです。足りないのです。足りないのに、都道府県議会の非常な政治力によつて、これが地方制度調査会の一部の意見が通りましてここに提案されたのであります。こういうような不合理的を生んだ結果は、ただいま私が申し上げたことで明瞭であると思ひます。市町村の税も足りない、府県も足りないというところであるならば、これは他に税源を求めなければいけません。これは思ふのであります。市町村が余つておる税を府県に与えるというならいいのであります。わけてやることはいひのであります。足りないのにそれを分取るといふやうなやり方は、いたずらにコップの中で争つておるにすぎない。私は思ふのであります。こんなことは私が申し上げるまでもなく、はつきりわかつておることであり

ますが、私も市長になつて八年間、実際にこの問題と取組んで来ております。そして地方税については実際の面に當つておりますのでこういうことを申し上げるわけでありまして、御了承をお願いしたいと思います。そういう意味におきまして、この府県民税の創設はまづたく無意味のものである。徴税の簡素化の線に沿うてありまして、一体地方税法の二十一条に何と書いてあります。徴税を市町村に委任してはいけないと書いてあるのではあります。ごまかして、但書を利用して書いてある。こういう無稽をしてまでとるということは、はたして適當であるかどうかという問題であります。占領下におけるシャヴ勸告による地方税法の制定に対する批判もあります。しかし占領下の政策は、独立国になつた今日においてわれわれは好んでおりません。けれども、民主主義というやうないいことはとつてさしつかえないと思ひます。民主主義の根柢をなすものは、やはり自治体の自治の確立であります。その根本を貫いておるところのものがこの税法であります。財源がなかつたら、地方自治の確立はないのです。その財源を市町村から府県へ分取りするやうなことが、はたして地方自治の確立になるでございましょうか。民主主義の強化になるでございましょうか。占領政策の是正といふことが今よく言われておりますが、これは占領政策以上には悪い案ではないかと私は考へるのであります。これに対する具体的方法、これ以上上げる申し上げなくとも、ただいま申し上げたことで大体わかると思ひます。税に対して非常な

恐怖を感じておる一般納税者に対する考え方、それからもう一つは、繰返し申し上げますが、非常に徴税が複雑であつて、税体系を乱しておる、複雑化しておる、しかもこれを市町村が徴税して県に分与することになりますから、その点でまた非常に大きな問題をそこにはらんでおるということでありまして、一つの令書に市民税と府県税と並記してやるから簡単だ、こういうふうにいふゆる机上の論で言う方もあります。その数字を列記して行くと、印刷するとかいうことは簡単なことで、すけれども、その数字を、県民税が幾らになるかといつて、個人に税金を調べるその複雑さと努力といふものは容易ではないのです。今都道府県においても、市町村においても、国における税務署におきまして、この徴税事務がいかに容易でないかということがわかるのであつて、これが行政事務の根本を貫く大きな問題であります。この技術を下手にやると、とんでもないことになつて、納税者の納税意欲をそぐから、簡単に考へて、令書に府県民税と書けばいいのだというやうな考え方はとんでもない間違ひであります。それは徴税事務の内容をほんとうに知らない人の考へであります。これらの複雑なことをやらなければならぬということでありまして、私は都道府県に財源がないことはわかつております。私は都道府県が余つておるなんというところは断じて申し上げませんけれども、その財源を都道府県に付与する方法は他にあるはずであります。こういう点で、特に都道府県民税に対しては考へてもらいたいということを、私は強く

要請する次第であります。次に固定資産税の問題であります。これは税の偏在を是正を目的として制定されたものであります。先ほど申しましたように、都道府県民税は負担の分任を意味しており、固定資産税は税の偏在を是正するというのであります。これは私は非常に不可思議に感ずる。地方制度調査会は遊興飲食税を国税にして、人口割で分与するという答申をしたはずであります。これがいわゆる税の偏在を是正するのであります。市町村の税を県に与えて何で是正ができますか。ものは大局に立つて考へなければならぬと私は思ひます。市町村と県の同じコップの中の税を動かして、税の偏在は正ができますか。たとえば富山府県と稱してあります。東京、神奈川、大阪等でも、やはり市町村の納めた税がその都道府県に納まつてゐるし、東北とか、北海道とか、その他鳥取県等の比較的税源のない県にはその財源は行かないのです。どうしてこれが税の偏在は正になりませんか。ほんとうに小さい、発言力の弱い、弱い市町村をいじめて、これが税の改正であるなどということは、われわれ国民の立場から容認できない。せひともこの点を冷静に考へてもらいたいと思ひます。私は今日市会を招集しております。代表質問があるのだけれども、この点だけはぜひ皆さんに訴えたい。皆さんは警察法であるとか、たくさん法案がありますので、税の問題についてこまかいことはお知りにならないと思ひます。(「知つてゐる」と呼ぶ者あり)それは非常にありがたいございます。それはありがたいでございますが、非常にめんどうでありまし

ます。恐ろしく感じておる一般納税者に対する考え方、それからもう一つは、繰返し申し上げますが、非常に徴税が複雑であつて、税体系を乱しておる、複雑化しておる、しかもこれを市町村が徴税して県に分与することになりますから、その点でまた非常に大きな問題をそこにはらんでおるということでありまして、一つの令書に市民税と府県税と並記してやるから簡単だ、こういうふうにいふゆる机上の論で言う方もあります。その数字を列記して行くと、印刷するとかいうことは簡単なことで、すけれども、その数字を、県民税が幾らになるかといつて、個人に税金を調べるその複雑さと努力といふものは容易ではないのです。今都道府県においても、市町村においても、国における税務署におきまして、この徴税事務がいかに容易でないかということがわかるのであつて、これが行政事務の根本を貫く大きな問題であります。この技術を下手にやると、とんでもないことになつて、納税者の納税意欲をそぐから、簡単に考へて、令書に府県民税と書けばいいのだというやうな考え方はとんでもない間違ひであります。それは徴税事務の内容をほんとうに知らない人の考へであります。これらの複雑なことをやらなければならぬということでありまして、私は都道府県に財源がないことはわかつております。私は都道府県が余つておるなんというところは断じて申し上げませんけれども、その財源を都道府県に付与する方法は他にあるはずであります。こういう点で、特に都道府県民税に対しては考へてもらいたいということを、私は強く

要請する次第であります。次に固定資産税の問題であります。これは税の偏在を是正を目的として制定されたものであります。先ほど申しましたように、都道府県民税は負担の分任を意味しており、固定資産税は税の偏在を是正するというのであります。これは私は非常に不可思議に感ずる。地方制度調査会は遊興飲食税を国税にして、人口割で分与するという答申をしたはずであります。これがいわゆる税の偏在を是正するのであります。市町村の税を県に与えて何で是正ができますか。ものは大局に立つて考へなければならぬと私は思ひます。市町村と県の同じコップの中の税を動かして、税の偏在は正ができますか。たとえば富山府県と稱してあります。東京、神奈川、大阪等でも、やはり市町村の納めた税がその都道府県に納まつてゐるし、東北とか、北海道とか、その他鳥取県等の比較的税源のない県にはその財源は行かないのです。どうしてこれが税の偏在は正になりませんか。ほんとうに小さい、発言力の弱い、弱い市町村をいじめて、これが税の改正であるなどということは、われわれ国民の立場から容認できない。せひともこの点を冷静に考へてもらいたいと思ひます。私は今日市会を招集しております。代表質問があるのだけれども、この点だけはぜひ皆さんに訴えたい。皆さんは警察法であるとか、たくさん法案がありますので、税の問題についてこまかいことはお知りにならないと思ひます。(「知つてゐる」と呼ぶ者あり)それは非常にありがたいございます。それはありがたいでございますが、非常にめんどうでありまし

て、ややもすると、この税の問題については等閑に付しがちになる。私自身が市に就いて、市会議員の質問に對して、税の問題になりまして、つい／＼と抽象的なことを言つて逃げなければならぬということを言つておりました。しかし税の本質はよく御研究になつていられることを聞きまして、非常に心強く感じたわけであります。さうにいたしまして、これは真剣に取組んでもらいたい。警察法も大事でありまして、税の問題こそ私は非常に大きな問題であると思ひます。それでこの固定資産税の問題もさうであります。この法案に出ております内容は、ただいま申し上げましたように、税の偏在是正のためにやつたと稱しますが、それは警察法改正によつて警察費が県にかかるから、それに財源を与えるための市町村から県への財源分与であります。これは税の偏在是正の使命を果しておりません。遊興飲食税そのものが国税になることは、実は私は地方制度調査会としても賛成でございまして、けれども、あれが答申されたのに、どうしてこれをやめたのですか。やめるなら全部をやめるべきです。ちつぽけな、弱い、発言力のないわれ／＼のようなところからとつて、大きい政治力によつて動かされるようなところはやめたというところは——これは現に公表されております。こういうことは納得できるでしようか。こういうことは真剣に考へてもらいたい。(「邪推だ」と呼ぶ者あり)邪推じやないです。われ／＼は地方制度調査会で、遊興飲食税のことは賛成してないのです。賛成ではないのです。答申があつた以上は、私は尊

重すべきであると考えています。そんな大きな税の偏在是正をやめて、こんなちつぽけな町村から税を取上げる、こんな政治はないと思う。これは占領政策以上に悪い。こんなことをして一体日本の国が發展すると思ひますか。(「發展せぬ」と呼ぶ者あり)まづたぐ共鳴のお言葉を聞きましたが、これは私は感情によつて自分の田へ水を引くために言つてゐるのではない。市が財源がほしいために言つてゐるのではない。ほんとうに国民の立場から、地方制度調査会において論議した立場から言つておるのですから、どうぞ誤解のないようにしてもらいたいと思ひます。政党内には政党内の／＼な都合があるでしようから、黨議には服さなければならぬでしよう。

そこで私はよいことを言つておしかりを受けることは避けませんが、一体何でこの議案といふのはそのまゝ通せばいいというふうなことであれば、これはたいへんな間違ひである。たとえ与党であつても、悪いところは国民の声を聞いて直すのが当然じやないですか。政党内の／＼をいへば、われ／＼は自由党のシンパなんです。決して自由党員でないのじやないのです。自由党そのものに対してどうというふうなことは言ひませんが、これは政党的に考へないで、少くともこの委員会における審議の内容といふものは、よくは政党内に作用されるべきじやないと思ひます。地方の問題はやはり超黨派的に考へる必要があるのではないかと、さういう意味で申し上げるわけですから、どうか誤解とか憶測とか感情でないことを重ねて御了解をお願いしたいと思ひます。そういう意味におきまして、私は

この税の偏在是正による固定資産税の減税の改正法に對しては賛成できません。なおよく税の過去の経過を御承知願ひたい。たとえば警察が市町村に移つた、そのときの財源は入場税をよこした。それでわれ／＼は税が足りないために——今ここにおられる加藤さん市長として経験があるでしよう。いろ／＼な点を申し上げて、まことに恐縮であります。ばかにやじを入れたから申し上げますが、自分が市長になつたつもりで真剣に考へてもらいたい。あなたが鶴岡の市長としてどうであつたか、警察が市に移つたときに、入場税が財源だといふので、野球場をつくつたりいろ／＼なことをやつて、入場税をとれるようにしたでしよう。ところがこれはいつのまにか府県に行つて今度は国税になつた。ねこの目のようにかわつて政策にちつとも一貫性がない。立法院にある人はぜひこれを監視して是正しなければいかぬと思ひます。こういうふうな年中ねこの目がかかるようにかつては、地方は来年、再来年、永久の計画は立たないのです。しかしそれがいいのならないのです。まづたぐこんなばかんなことをしておるから、現在地方ではだん／＼税務吏員をふやして研究して、徴税に努力しなければならぬといふ現状をぜひ御推察願ひたいと思ひます。これは隣に町村長の会長もいふので、今座談したのでありますが、この点に關しましては、今の全国の市町村の一致した意見なんです。今打合せしたのであります。一体市町村といふものに対する觀念が非常に違つてゐるのじやないか、小さい団体

だといふのでばかにしてゐる。けれども市町村といふものがなければ國がない。市町村がどうなつてもいいというふうな考へていたら、とんでもない間違いです。市町村と府県の問題は行政の問題ですから申し上げませんが、これこそが國の基礎をなしている。これに對して私は税をむやみによこせといふのではない。合理的な世間のだれもが納得するやうな方法を講じてもらいたいといふのが私の結論であります。そこでその他タベコの消費税の問題もあるが、これは地方制度調査会の答申はちつともとつてない。市町村が百十五分の十、府県が百十五分の五、これはプリントの間違ひなら別ですが、これは委員長よく調べてもらいたいのです。都合のいいものは地方制度調査会の答申だといつてゐるならば、そんな地方制度調査会なんかは効力がないと私は思つておる。遊興飲食税でも何でもみんな根本がかつてしまつておるのです。私はこの資料によつて意見を述べるといつて来たので、あなた方が送付してくれた書類に基いて答申のことを言うのでありますから、どうぞ誤解のないようにしてもらいたいと思ひます。そこでタバコの消費税の問題はせつかく多年の要望が通つたわけでありまして、それだけは地方制度調査会の答申通りにしたかどうか、地方では財源がなくて困つておるから、ぜひさうしてもらいたい。

もう一つ考へてもらいたいことは、税の偏在是正といふことは非常に大きな問題で、真剣に考へなければならぬ問題であります。東京とか神奈川県とか、大阪あるいは兵庫県あるいは愛知県とか、この五大都市を持つておる府県は

いかなる税法になつても多くなつておる。それは担税力の多い人が住居しておる。山形県のような東北の県とか鳥取県は、いかに税法をかえても担税力がないから、これはふえなないのです。ですから税の偏在是正といふことは、いたゞらにさういふことをすることじやないのです。そこで平衡交付金制度がある。今度交付金制度といふものが新たにできましたが、さういふ足りない団体には税金以外にこの交付金でもつて支援する。(「発言する者あり」)私は市会を開いておるのに、時間を割いて来ておるのです。

〔私語する者多し〕

○中井委員長 委員諸君の私語を禁じます。公述人もあまり興奮せぬがいいと思ひます。ことに委員との間に言葉を上下さることはお慎みをお願いいたします。○金刺公述人 委員長の御注意はよく承知しました。興奮せざるを得ない内容を持つておるといふことを御了承を願ひたいと思ひます。地方自治をさうかつかつております市長として、いかに容易でないかといふことは血の叫びである。ほんとうに冗談や感情でなく言つておるのでありますから、どうか誤解のないようにしてもらいたいと思ひます。わずかに二十分以内で公述せよといふことで、極端なことを申し上げて氣にされたかも知れませんが、さういふような真摯な考へで熱意を持つて話すのであります。その表現力は非常にしやべり下手で、うまくなかつたかも知れませんが、さういふ趣旨であります。さういふ交付金制度もありますが、東北方面のような貧弱な県等には、いかに税法が改正されてもふえなないし、

やはり富裕県には多く行くようになっておることを、これは御承知でもありましようが申し上げたいのであります。

そこで私は結論として申し上げますが、昨日、一昨日は警察法の問題について御審議をなされ、公聴会をなさつたようでありまして、警察法とこの税法は不可分の関係を持つております。警察が県へ移るから、その財源のために税が市から移つておるわけでありまして、税を先にやつて警察法が審議未了になつたら大混乱になつてしまふといふことを御考慮になつていただきたいと思ふのです。これはよいことかと思ふかもしれませんが、相関連性がある。むしろ行政に関する問題を先にきめることがすべて順序だ。これを税を先にきめてあとで行政をきめるなんということは、とにかく国権の最高機関であります国会がやることはどうかと思ひます。私はやはり行政の問題を先にし、税の問題はそれに並行でいいと思ひます。税だけを四月一日からやらなければならぬといふことでこれを通すことは冒険じやないか。全国の一萬の市町村は、現行法で予算を組んでおります。この改正案が通るか通らないか——私は通ると思つておりませんが、こういうような税法でありますならば、私は今までの方がいゝと思ふのです。財源が足りないからいゝ／＼なことを陳情したり頼んだりしました。が、税が減るような税法の改正で、税の偏在も是正されない、しかも三大要素の一つである徴税の簡素化も実現されない、複雑化する、しかも税の体系を乱す、納税者というものの見当がつかない、こんなものはやらない方がいい。

い。いかに占領下の政策が悪いといひましても、独立してそれより悪い法律をつくる必要はないと思ひます。

そこで地方におきましては、今行政の問題については御承知の通り町村合併を推進しております。そうして、この町村合併ができましたら、機構の問題その他について大要革がある。そのときに都道府県と市町村との行政の配分がはつきりついたところで、根本的にそれに伴つて、それに正比例した税法を立てるべきである。部分的に毎国会ごとにこの税法の改正が出ないことはないのではありませんが、特に今回は大きく出来ましたが、これはこれでどまつておりません。必ずこの法案は行政の配分等によつて、また来年選つて来るでしよう。いづれにしましても、たび／＼税がかかるというところは地方にとつては非常なことでありまして、これは賢明なる皆さんは御承知のことでありまして、重ねて申し上げませんが、そういう点もぜひ御了承を願ひたいと思ひます。

その他たくさん申し上げたいことがありますが、受持の時間もたいへん超過いたしました。地方財源の直接の任に当る者として、ほんとうに真情を申し上げたわけでありまして、たいへん失礼な言葉のあつた点については深くおわび申し上げます。

○中井委員長 ちよつとこの機会に金刺さんに申し上げますが、あなたの全州市町会代表としての御陳述は、当委員会におきましても重く期待をいたしておつたところでございます。ただ時間等のことを申し上げたので、あるいはそのことを心をとられて十分御意見を尽くすことがあつたであらうと思ひます。

います。あなたの先に御陳述になつた友末全国知事会代表は、その陳述の要旨を各委員にお配りになつておりますが、これは非常に賢明な方法であつたと思ひます。願わくはあなたの御意見もただちによくまとめられて、そうして三十部ばかり各委員にお送りになりましたならば非常にけっこうかと思ひますから、お忙ししいと思ひますが、そういうことにできればけっこうだと思ひますので、このことを御注意申し上げておきます。

皆さんにお諮りをいたしますが、金刺君は本日市会を招集されておつて、ぜひ帰らねばならぬがといふお話でありますので、特に順序をかえまして、金刺君のみに質問を集中していただくと、こういうことにとりかはらうてよろしうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中井委員長 それではさうに決定いたしました。右よりの次第でありますから、何とぞ質疑は簡明にお願いをしたいと思ひます。ことにあまり御意見にわたらぬように、質疑の程度でおとめを願ひたいと思ひます。

○北山委員 大体公述によつて御意見のあるところが想像されるわけでございますが、ひとつ大きな問題として、御承知のように昭和二十九年年度における地方財政の計画が立つておりまして、その基礎になるのがこの地方税法であります。ところでこの地方財政計画の内容を見ますと、二十八年年度に比べて二十九年年度においては、地方税のいわゆる自然増収を四百一十一億に上見せておるわけでありまして、これは一〇%以上約一五%にも達するやうな大きな地方税の自然増であります。こういうものが、現在の地方の経済事情あるいは住民の担税力、そういうものから見ましてはたして期待されるかどうか、実際にやれるかどうか、そのお見込みを承りたいのであります。

○金刺公述人 簡単に答え申し上げます。自然増は見込むことは不可能であります。これは現在の経済情勢を觀察すればはつきりすることでありまして、二十八年年度は自然増を若干見込みましたが、二十九年年度においてはむしろ二十八年年度と同じようにとれるかどうかを私は心配しておる次第であります。

○北山委員 もう一点簡単に伺ひいたしますが、先ほど道府県民税の創設並びに道府県民税を市町村が徴収するといふことについて、強い反対を表示されたわけでありまして、私もその点は同意見なのであります。現在、市町村の税の徴収事務そのものが非常に重い負担になつておる。固定資産税の評価でも、市町村民税その他におきましても非常に徴収事務がふえて、職員もふえておる、そこに持つて来てさらに県税の徴収まで委託されてやるといふことが一体できるかどうか、その見通し等、御意見を聞きたいと思ふのです。

同時に、こういう市町村に府県税の徴収をやらせるといふことは、お話のように地方税法第二十一条によつてやつてはいかぬという原則があるわけなんです。この原則の例外を今度つくつたわけでありまして、従つて事前に市町村の団体に對して、これをどうしようふにしたいのだからどうかといふやうなことを政府の方から交渉するやうな意見を聞くやうな措置をとられたかどうか、その点もあわせて承りたいのであります。

○金刺公述人 先ほどは言葉も足りなかつたと思ひますが、理想からいへばいわゆる地方自治の独立性ですね、酒税は酒税一本にして、市が県の税をとるなんということは不合理なものであるであります。地方自治、独立とは相反する傾向であります。従つて、私の考えといたしましてはたゞいま御質問の点は、これはどうして不可能なことでありまして、先ほど申し上げましたやうに、机上でものを考えれば、印刷する活字の数字は簡単であります。出すがたは、いへんなんです。しかも一般納税者から摩擦が起きます。これは私は容易でないと思ひます。政府との関係につきましては、地方制度調査会を通じて、またわれ／＼の会が、知事会も市長会も町村会もありますので、これらについてはいろいろ／＼折衝して、われ／＼はわれ／＼の意見をよく述べております。ただ問題は、地方制度調査会の答申を自治庁としては尊重して出すといふこの一点に集中してゐるわけでありまして、都合の悪いことはみなそつちで逃げてしまつてゐるやうであります。かえたことは何も言わない、そういうやうなことではあります。

○中井(徳)委員 金刺さんに二点だけお尋ねいたします。先ほどの府県民税の問題であります。市町村民税のピンをはねることは、私は反対であります。しかし、府県の側からいふならば必要であらうといふこともわかるのであります。あなたの御意見の通りであります。が、しかし今出ております法案を見ますと、府県民税を市町村がかわ

りにとりまして、その手数料が二・五%プラス・アルファということになつてゐるらしい。ところが一方入場税の方は、遊興飲食税とか、パチンコの入場税とか、非常にとりにくいものはみんな元通りということにして、劇場本位の簡単にとれる入場税は、国は一割手数料をとつておる。そこであなただけの御体験からいって、県民税をもし市町村がとるとして、二・五%プラス・アルファ、こんなことではいいのかわるか、一体どの程度手数料をもらつたらいいか、ちよつと聞かせ願ひたい。

○金刺公述人 府県民税の徴収の手数料と入場税との比較でありましたが、御承知の通り、入場税は徴収費がからぬものではない。入場税は税務署が判を押して、全然更員がいらない。しかし税務署では一割では足りないといふことを言つておられます。間違ひなくするには、二割といふことを、地方制度調査会でも大蔵省の主税局長は言つておりました。そこで県民税に對しまして、二・五%という二分五厘、非常に少いのです。とうてい印刷費、紙代にも足りない。今御承知の通り紙代だけでもたいへんですが、府県民税と申しますと、非常に徴収が零細なんです。市民一般にかかりますから、非常に小さい額を徴収するのです。でありますから、印刷費だけでも非常にたいへんであり、その徴収費が、現在入場税でさえも国は二割なければいけな

いと言つてゐる。これは全然税務職員が必要ないのです。判を押すときに枚数でわかつてしまふのです。入場税はだれもほしがる。われ／＼がタバコの消費税を要望し、喜んでゐるのもこれでありまして、これは専売局からもらえ

ばいいのでありますから、金がかからない。けれども、県民税について市町村がとりまふ手数料というものは、私は計算が出ない。半分ぐらゐかかつてしまふと思ひます。たいへんな手数料です。でありますので、二・五%なんといふ数字は、ほとんど印刷代にも足りないものであると私は考へております。

○中川(徳)委員 この点はもう少し事務的な御回答が実はいたされたかつたと思うのですが、市長さんのことではありますから、やむを得ません。

次に、ちよつと違ふのですが、関連があつてちよつといい機会ですからお尋ねするのですが、競輪の問題であります。競輪とか、競馬とか、モーターボート、今全国の府県、市町村がやつておられます。川崎市は競輪の収入が非常に多いといふことで、全国的にも有名であります。競輪、競馬、モーターボートなんというものは、ある意味では一種の賭博行為のようなものであつて、決して好ましいものではないといふ意見も非常に多いわけでありまして、この問題に對してあなたはどういうふうに考へておられるか、御経験者に向つておきたいと思ひます。

○金刺公述人 いやしくも公共団体が競輪、競馬、あるいはモーターボートのような賭博行為からの収入によつて財源をまかなうといふことは、まことに不健全であり、これは道義的にも教育上からも非常に悪い影響がありまして、これは私が申し上げるまでもないと思ひますけれども、これもわれ／＼が主張したのではないのです。このものは、国会の議員立法でこしらえてやるといふので、われ／＼財源がないか

ら、やむを得ずやつたというわけでありまして、その精神においては、正當なる財源によつて地方公共団体をまかないたい、私はこういうものは一日も早くなくなつた方がいいと思つております。そういうことを簡単に申し上げておきます。

○中井(徳)委員 それでは、一日も早くなくしたいといふ希望なんですね。○金刺公述人 希望であります。但しそれにかゝる正當な財源がなければ、今日全国で百六十の都道府県、市町村でやつております戦災復興と、いわゆる生活の三大要素の一つをなす住宅建築という非常に大きな役目を果たしておりますから、この財源を別に付与するといふようなことをお考えの上で、ぜひ措置してもらいたいと私は考へております。

○門司委員 さつきの北山君の質問に関連してちよつと金刺君に聞いておきたいと思ひます。それは地方財政計画との関連性であります。今四百億ばかりの自然増収が地方財政計画において見積られてゐる。これについては今の御答弁では、どうも自然増収の見込みが薄いように聞いている。全然ないかもしれない、こういうお話を聞いておる。そういうと、地方財政計画に非常に大きな穴があいて来ると思ふ。従つて地方財政計画から来るいわゆる今日の非常に少くなつておりますいふ／＼な問題の復活が一応要求されるのは、いわゆる単独事業の抑制が国で行われておる。それがいわゆる市町村分が昭和二十八年度の三百七十六億の五・三%になつておつて、そうしてこれも国の公共事業に準ずるといふ

ことになれば、勢いこれの抑制額は、約二十億くらいのもので抑制される形になつて出て来はしないか。その次には臨時事業の節減が行われるようになつてゐる。これは最初一〇%程度、三十八億程度が予定されておつたが、最後五%になつて、十九億くらいのもので大体抑制されはしないか。その次には市町村民税の第二方式の採用が行われるといふようなことが一応考へられる。これについての問題として大体百三十八億くらいのもので必要になつて来はしないか。これはなおこの内訳をはつきり言うなら、第一方式でとる百八十九億くらいのもので、さらに第二方式でとれば三百二十七億くらいはとれることになるのですが、しかしこれをとらない場合には、やはり百三十八億くらいのものでどうしても必要になつて来る。その次には、雑収入の競馬あるいは競輪の問題が出て来るのであります。現行法を今改正するとかしないとかいつておりますが、もし改正されるということになりますと、二十億くらいのもので足りない不足はしないかといふように考へられる。こゝうなつて参りますと、この總計は大体二百億余になると思ふ。自然増収がないといふことになつて参りますと、政府の地方財政計画から来る抑制される分だけは、地方が勢い背負わなければならぬ形が出て来はせぬかと思ふ。事業の抑制とかあるいは繰延べといふことを国は要求いたしておりますが、地方ではこれをなか／＼繰延べたりあるいは抑制するわけには行かない、やりかけた仕事はやらなければならぬので、どうしてもそこに二百億内外の歳入欠陥がではしないかといふ

に私は考へるのであるが、この点についてもし市長さんの御意見でもありませんら、何つておきたい。

○金刺公述人 自然増のないことについては先ほど申し上げた通りであります。経済界の変動が非常に多いのであります。もしこの税法が通りますと、府県民税という税が賦課されることによつて、納税者に及ぼす影響は非常に多いのです。今いわゆる納税者の觀念といふものは非常にかわりつゝあるのです。これは私はよいこととは申し上げません。そういう傾向のときに、特に複雑な府県民税をここに賦課されるといふようなことになると、先ほど申し上げましたように、いかに税が増徴される、府県民税が別にプラスされたといふような觀念を納税者は持つ。それを持たないとしても、来年は増額になるだろう、こう考へるだろうと思ひます。といひますのは、今度はこの税法が通りますれば、都道府県、市町村はその条例によつて、徴収するこの金額を変更することができま

す。また少くすることもできますけれども、そういうことは不可能なことではありますから、増額することもできるといふようなことを納税者は心配するでありません。そういう諸点から、二十八年度が比較的経済界が好調とは言いませんが、二十八年度よりも悪くなる。現在不渡り手形がいかに出てゐるかといふことは、皆さん御承知の通りです。中小企業はほとんど倒れようといふのがたくさんあります。朝鮮の特需によつて息をついておつた人が非常に困つてゐる。これらの人は納税どころではなくて、自分の雇つてゐる人の給料さえも払えない。自分の廻りがで

うとする場合に、地方自治というものが確立しなければ、民主主義というものはないのでありますから、それで市町村が地方自治に関する仕事は何でもやれということで、シャープ勧告というものが出たのであります。ところが

ような税制改革がそのまま実施されま
す場合においては、町村はかつて財
政上不安定な要素が多く、国に対し
て依存度を強め、自治の運営
を弱体化しめるのではないかと
いふことと見なされています。

まず私が今税制改正の全般を
通じて、不満とし疑問としてお
りする点はこの五点でございます。

第一は今次改正の大眼目でありま
す市町村民税を減額いたしまして、普
遍的新税である府県民税を創設する
という点でございます。川崎市長が非
常に力説せられた点でございますが、
これは理念上実務上、また町村の財
政収入上の理念から、われ／＼はこれ
に対して強い、反対の意見を有して
おるでございます。

第二は、かような府県民税創設の
わり財源をいたしましてタバコの消
費税を設けるという点でございますが、
この差引勘定は町村にいたしまして
質的にはちつともプラスにならぬとい
うことと見なされています。すなわち
固有財源充実という政府の基本方針は、何
らその実を伴っていないということと
見なされています。

第三は税源偏在の是正、これを強調
するあまりかつて税源所在または関
係町村の課税自主権を不当に侵害す
る。財政上の自律性を弱体化して、か
えって中央依存の傾向を助長するおそ
れがある点と見なされています。

第四は固定資産税の一部に見られま
すごとく、特定事業の減免税、非課
税範囲の大幅な拡大がされております
が、これらは国民経済の原則を過度に
地方税体系に導入するものでありまし

て、所在市町村財政を不当に圧迫する
ものであることと見なされています。

第五は政府は税務行政の簡易合理化
という点を基本方針としながら、実
態は市町村民税、固定資産税のごとく
同一課税客体を府県、市町村でそれぞ
れ分割して賦課したり、または府県民
税の実務を全面的に市町村に委任する
ことなど、かえって複雑な傾向とな
りつつあるという矛盾と見なされてい

以上の五点が今次地方税改正を通ず
るわれ／＼の基本的な見解でございます
。また地方制度調査会の審議以来の
一貫した主張に基いているのでござい
ます。かような基本的態度に基きまし
て、特に重要な事項につきまして、全
国市町村会としての意見を申し上げま
す。都道府県民税につきましては端的
に言つて道府県民税の創設には反対で
あり、その中止を希望しているござい
ます。さきに地方制度調査会にお
きましてこの問題が取り上げられて
以来、市町村はこぞつてこれに反対し
て参つてゐるのでありますが、全国
町村会の意見は、府県が国家的性格を
有する事務の処理を重要な機能として
いることからしても、普遍的な新税を
有し、市町村と並立的な自治体として
強化せしめる方向に向けることには、
絶対に反対であります。従つて府県民
税は創設すべきではないという主張で
あるものであります。かりにこの意見に
論議の余地があるといはしめても、

府県の性格は今日なお地方制度調査
会におきまして引續き検討の途上にあ
るものであります。国内諸制度の再検討
が議に上つております現在、特に急
に府県の性格を側面から規定づける

ごとき府県民税創設を、今次強行する
必要はどこにもないと存するのでござ
います。今日府県の財源を別途考慮す
る要ありとするならば、その事務処理
の比重からいたしまして、これは当然
国庫財源の移譲によつて処置すべき
ものでございます。

次に実務的な面を申し上げます
。ば、今次の府県民税は実務の一切を市
町村に依存をなし、府県としては他人
の土俵で相撲をとりながら、一方委任さ
れた市町村はみづからの税収確保に苦
慮しつつあります。さらに府県民税
につひての賦課、徴収、滞納督促など
一切をやらねばならないのでありまし
て、しかもかりに分割納入などのあり
ました際は、按分して収納しなければ
ならないのでありますが、このような
煩雑さは、とうてい町村において耐え
得るところではないのでございます。

また本税は府県が町村に対して総額を
割りつけて、町村が個々の税率をきめ
て住民に賦課するという点で、実態
はむしろ負担金であります。住民とし
ては課税方式の相違から県民税の負担
率も異なり、特に所得割は居住地域に
よつて負担をしたりしなかつたり矛盾
が生ずるのであります。すなわちこの
第一方式の場合あるいは第二方式の場
合、かゝつて来るのであります。私ど
もはかような実態の伴わない名目的な
税を住民より徴収するよりも、かりに
県の財政需要をまかなうために、町村
において負担する必要があるとするな
らば、町村よりの負担金として予算に
計上納付をした方がはるかに合理的で
あり、事務的に簡便であり、住民の納
税感情からいつてもよいと、かように
信じているのでございます。

第三は現実の問題でございますが、
この改正の結果町村としての税収が増
さないと見られることに問題があるの
であります。言うまでもなく市町村民
税は町村としては、最も安定確実な税
源でございますが、これを一挙に平均
二割も削減するとなると、かわり
財源のタバコ消費税の百十五分の十
の税収では、補填できない町村がかなり
に出て参るのであります。全体の数字
では府県民税創設分百六十九億と、
タバコ消費税市町村分百九十四億と、
差引二十五億円のプラスが出る一応の
計算でございますが、実際はタバコ消
上高は都市と農村にはなほだしい差が
あり、町村は都市ほどの収入が見込め
ない。これは明らかであります。本会
で抽出調査いたしました結果でも、調
査町村百十七のうち、両税の差引で減
収となるものが三十二、増収となるも
のが八十五箇町村で、三割近くは減収
となる。かくて見ますと、減収分は一
町村平均百二十万円、増収分は三十万
円弱であります。減るところは大き
く、ふえるところはほとんど少ないとい
うことは、一面地ならしの効果はあり
ますが、結局は弱体な町村を多数生
み出すのにすぎないのであります。し
かも府県民税は将来増税に向ふおそれ
なしとは保証しがたいのでありまし
て、両者の分割の割合は必ず将来に府
県と町村の争いを残すものと存するの
でございます。

以上の通り本税は税としての体裁に
おきまして、また現実の町村収入源の
点におきまして、重大な疑問のあるも
のであります。よろしく本会主張のご
とくこれを中止して、府県財源は別個
に国庫より移譲するよう再考せられた

いのでございます。
次に固定資産税について申し上げます
。すなわち、第一は大規模資産につ
いて市町村の課税権を制限し、府県を
課税せしめることとなつておること
に對する反対であります。このような
変更をあえて行う理由として、所在
市町村の税源偏在は正があらはれて
おるのであります。御承知の通り現行
法でも地方税法第三百九十一条で、
一定基準によりまして関係町村への配
分がなされ、偏在の調整が行われて
来たのであります。しかも電燈施設
などはその存在の影響が所在町村の
みならず、近隣の関係町村に及ぼし
ておる現状から見まして、地方税の
適正性から見まして、合理的な制度
であつたのであります。今日突然府
県と市町村でこれを分割することは、
府県の財源としてもさして有力でな
く、課税事務のみ煩雜でありまして、
実益の伴はざるのみならず、従来配
分を受けておりました関係町村とし
ましては、不意に固有財源を失ふこ
とでありまして、ます／＼交付金依
存の弱小町村の道を広げるもので
ございます。本点はよろしく現行
地方税法の範囲で処置すべきもので
あり、かりに偏在は正上必要がある
とするならば、配分範囲を拡大する
などの方法で処置し得ると存するの
でございます。

第二に電燈開業など特定事業につ
きまして、大幅に固定資産税の軽減
を行つておるのでありますが、あまりに
急激にはなほだしい減税を行ひます
ことは、所在町村の歳入に欠陥を生ぜ
しめるのみならず、財政の計画的運
営にも支障となるものでございま
す。特に電力のごとく十年も過去に
さかの

ぼつて軽減をしたり、昭和二十四年以來建設令は一挙に六分の一に評価するなどは、はなはだしい行き過ぎでございす。総合的に国の経済施策で処置すべきことを、地方税の分野に過度にしわ寄せをして解決しようとするもので、窮極は地方財政の犠牲において処置することにはかならないのであります。これはよろしく中止ないしは圧縮をいたしまして、必要な産業保護は国の財政政策で行うべしというのが、われ／＼の主張でございす。

次はタバコ消費税について申し上げますならば、府県民税の項で述べました通り町村財政の実情にかんがみて、地方制度調査会の答申にもありますごとく、税率を二〇％として創設すること、及び税源の偏在を抑制するために従価税を従量税とされたいという二点が町村の要望でございす。特に従量税と従価税の差は、全町村について見ますならば、年間約十一億四内外の差異があると推定されるのでございす。財政力の低い農村といたしましては、消費量を課税対象とすることの差ははなはだ大きいのでございす。

以上町村として今次税法の改正について、おもな点のみについて申し上げたのでございす。さらに関連いたしまして考慮すべきことは、かりに今般交付税制度になりますれば、不足財源填補の役割は著しく後退をいたしまして、従来の平衡交付金の財政調整的機能を完全に喪失してしまふのでございす。町村はあてがい扶持で運営をしなければならぬということになりまして、この点からも今回の地方税制改革の持つ意味は重大でございす。町村が真に基礎的な自治団体とし

て強化され得るかいなかの岐路に立つておるものと存ぜられるのでありまして、よろしく慎重に御討議をお願いする次第でございす。

○中井委員長 午前中における公述人諸氏の御陳述は、これをもつて終了いたしました。これより質疑に入りまして。ただ御承知の通りすでに一時十分前になりました。よつて質疑につきましては委員諸君におかれましては、その意見を申し述べられることをできるだけ中核につきお進めくださるようお願いいたします。北山君。

○北山委員 まず友末さんにお伺いしますが、地方財政の赤字に関する政府側の見解として、先だつて堀田財務大臣が地方財政の赤字というものは、知事公選にあるのだというようにことを表明されて相当物議になったようでございす。またその他の機会におきましても、地方財政の赤字は国の責任というよりは、むしろその責任というものの内部にあるのだという見解があるのだというように見解があるようでありまして、これは大蔵省方面におきまして、そのような見解があるようであります。この点について地方財政の赤字がはたして地方団体のやり方の中に主たる原因があるか、あるいは知事公選というものが赤字の原因になつておるか、それについて御見解を伺いたい。

○友末公述人 地方団体の赤字の原因でございす。私も冷静にまた公平に判断をいたしますれば、その大部分の責任は政府にある、かように考えております。御承知のように今日までの地方財政計画というものが適正に運

営されておらない、すなわち地方が最も経費を多く負担いたしておりますところの義務教育費、あるいはまた給与費等の経費的経費に對しましては、給与費の単価の不当切下げの問題がかつてあつたわけでございす。それも一つの大きな原因である。また各種多くの国庫補助負担金制度の単価はきわめて過少でございす。それに対しまして各府県といたしましては、義務教育以上の大幅な負担、超過負担をいたしておるわけでございす。かようなことが主として原因となり——すなわち財政需要額の不当過少な見積り、これが一つの大きな原因であり、また歳入につきましましては税の過大見積りの問題もややございす。また税以外の雑収入の見積りにつきましても、地方にとりましては過大の見積りというものがあつたわけでございす。なおまた年々歳々国の減税に伴いますところの悪影響は、地方にとりましてはいわゆる節約の形におきまして財政計画が策定されておるということも御承知のこととでございす。この財政計画の不当なわくというものが、今日の赤字を来した重要な原因であります。知事公選の結果地方の運営が非常に乱れておるということもいわれておるのでございす。地方々々において運営の巧拙という問題も、多少はこれはないというところは否定できないけれども、せんが、大部分の責任は、かようににはつきりいたしました政府の財源措置不十分によりましておる赤字と、私どもは判断いたしておる次第でございす。

○北山委員 その問題はいろいろあると思いますが次に移りまして、ただいまの友末さんの公述の中で、府県に對して今度の税制改革によつて多少の独立財源が認められておる、府県財政の自主性が多少改善されておるというふうな点で、十分な満足ではないが、まあやむを得ないだろうというふうなお話でございす。しかし一方におきましては、ただいまの堀田長官の知事官選論、あるいは今回における警察法の中央集権的な制度の改正、あるいは地方事務官制度の設置というふうなことで、府県というものが中央の出先機関化されるという傾向があるわけでございす。ところがその傾向と、府県というものを自治体として独立財源を与えるというふうな今回の地方税法の改正とは、相矛盾するのではないかと思ふのであります。その点についてはいかにお考えでありましようか。要するに府県を自治体として、今後このような独立財源をどん／＼持つて行つてやるのが府県側としては好ましいことであるか、あるいは中央の優先化する政府の方針というものが追隨して行く、屈從して行くのがやむを得ない方向であるか、それらの点について御見解を伺いたい。

○友末公述人 府県の性格とその地域的な規模を今後いかに考えて行くかというところは、日本の政治行政の一つの大きな問題であるというふうには実は考えております。しかしかような大きな問題は、そう簡単に解決できるものではないというふうに思つております。そこで府県の性格、地域というものがいかになりましようとも、やはり地域的な、住民に重大なる影響を持ちますところの行政は存続すべきでございまして、国と市町村とが直結いた

しますような行政の姿は、日本におきましては効率的な姿には私はならないというふうな思つておるわけでございす。従いましてこの府県の性格のいかんというところは別問題にいたしまして、その府県内に住みますところの住民が行政に参加するこの民主的な姿に即応いたしましてところの税体系というものは、やはり考えて行くべきである、かように思つておるわけでございす。今日各種の法案につきましまして、中央集権化の色彩というものがいろいろ出て参つておりますことは、地方自治を真に育成強化する上におきまして、私どももいたしまして遺憾とする点も決してないことはないでございす。

○北山委員 それでは、先ほど友末さんはともかく府県の税収が三百八十八億ふえるような今度の制度の改正であるというふうにおつしやつたわけですが、ところが一方においては御承知の通り、平衡交付金においては多少ふえるようでありまして、府県の分は起債においては約百億減つておる。また事業税の減税が四十二億ある。さらに加えて警察制度の改正によつて府県の負担が三百十五億ふえるわけでありまして。そうすると、これをプラスしますと三百八十億ばかりの財政需要の増加、あるいはその収入の減というところになるわけでありまして。それ以外に入件費のベース・アップの問題であるとか、その他の財政需要が二十八年に比べて相当大きいものがあるというところは明らかでございす。三百八十八億税源がふえても、一方においては三百八十億、おもにこれは警察制度の改正に

ますような行政の姿は、日本におきましては効率的な姿には私はならないというふうな思つておるわけでございす。従いましてこの府県の性格のいかんというところは別問題にいたしまして、その府県内に住みますところの住民が行政に参加するこの民主的な姿に即応いたしましてところの税体系というものは、やはり考えて行くべきである、かように思つておるわけでございす。今日各種の法案につきましまして、中央集権化の色彩というものがいろいろ出て参つておりますことは、地方自治を真に育成強化する上におきまして、私どももいたしまして遺憾とする点も決してないことはないでございす。

よつて負担がふえて行くんだということをお考えになつた際に、はたして三百八十億の税源の増加というものが、今年度の府県の財政をやる場合に、一体これで自信が持てるかどうかということなんです。私も、おそろしくこのような府県の財政収支の面から見ますと、今年は市町村はもとより、府県といえどもやつて行けないんじゃないかと思ひます。ことに今申し上げた警察費の三百十五億の増加の財源として、市町村民税の方から一部のものをとつて来て、そうして道府県民税を削減している。要するに中央集権的な警察制度を府県に置いて、その財源というものを市町村から取上げたんだという様な解釈すらも出て来ると思うのでありますが、はたして今年度の府県の財政というものは、今度の税制改革によつてやつて行く見込みがあまりになるかどうか、その点をひとつ承りたいと思ひます。

○友末公述人 二十九年度の地方財政計画、特に府県分につきましては、相当の不足を私は予想いたして、相まして、これについて満足いたして居るものではないと思ひます。先ほども申し上げましたように、既定財政規模の是正もきわめて過小であります。また一面大幅なる節約額というものは、はたして実行できるかどうか非常な疑問を持つております。また各種の財政需要につきましても、予定よりもさらにふえるものもあるのではないかと、その中で一番大きな問題は警察費でございます。おそろしくこの既定財政規模をもつていたしましては、とうてい府県警察をまかなうに足りないものと実は思つております。この方面につきま

しても、相当の不足額が予想されております。ところがこれで足る、足らぬと申しまして、現在の段階といたしましては水かけ論に突はなるわけでございます。そこで税法関係で一番困りますのは、現在の既定財政規模の百五十億というものは正がよろしいのだ、そういうこと私も認めてはどうか、望み得ないのであります。そこでこの問題は再検討をいたさしまして、そして国税の一定率の決定につきましては、相当慎重に願いたいというふうに考へております。さらに不足財源をすべて税でまかなうというようなことは、税全体の体系を整える上から申しまして相当困難でございます。率につきましてははなおより多きを期待したいものもあるのではないかと、この率を一面高めると、一面におきましては、富裕団体に対しまして超過財源が、さらに多くなつて来るという非常にむづかしい問題も出て参るのでございます。税源の調整問題と独立税源の付与の問題、これをならみ合せて考えます上におきましては、相当不足ではございませうが、税制改正の面から考えますと、自治庁としてはよほど苦心された案のように私は判断をいたして居ります。これ以上の税率の変更は、税源の偏在は正にとらみ合はし、今後できるだけすみやかなる機会において修正され、さらに独立税源の大幅な付与を期待したいのであります。

そこで、一面赤字解消の問題もございませうが、不足財源の問題は、恒久的問題といたしましては地方交付税の一定割合の決定をした二〇%でなくして、これを適正な過去の姿に返して、

それにわくをはめていただく、そのためにはどうしても少くとも二一%以上でなければならぬだろう。それ以上の財政計画上の不足分が出た場合におきましては、この現実を押しえまして、一定率の変更を、今後において政府に強く要請したいと考へておる次第であります。

○北山委員 最後に、友末さんの先ほどおつしやる財政計画の水かけ論は、ほんとに盛んにやらなければならぬと思うのですが、ほかの質問者もありませんので、次に移ります。

今度の財政計画なりあるいは地方税法の改正によつて、市町村も府県も一番困ることは、仕事ができないのであります。というのは御承知の通り災害等の臨時事業費あるいは既定経費の節約等におきまして、三百六十五億という様な節減になつて居る。だから地方団体は事業ができないう。道路を直してくれといつてもなかつてきません。学校も建てられないといふことになり、一方においては税金はよいといふならねばならぬ。既定の税目の方は増収をはかり、さらに新税で取立てなければならぬといふような非常に困難な立場に立つと思ふ。これらの困難はすでに今までも出て来ている。これからそのように一方では税金をよけいといふ、サービスの方は悪くしてしまふといふことで、はたして地方団体が自治の機能を發揮できるかどうか、これらの点について御両人から承りたいと思ふのであります。

それからもう一つ、今度の税制改正についてはいろいろの御意見が各団体にあるようでありませうが、ひとつ道府県民税というものをやめてしまふ、その

うして従来の市町村民税をそのままとる。今度の不動産取得税というものは、固定資産税にくつつけたものでありますから、これを市町村と府県で固定資産税に対する税をわけ合うということとはよくない。だから、もしかりに、不動産取得税というものをやめないうで、これを続けるとしたならば、これを市町村の方にやつて、市町村の税について、固定資産税とのならみ合せによつて適宜徴収して行く、その結果起るところのものは、タバコの消費税の調整によつて、さらにで得るならば五割ぐらゐの財源を、国の方からタバコ消費税をふやしてもらつて補うといふのが、一番簡単なように思ふが、それがいいか悪いか、御意見を承りたいのであります。

○友末公述人 今後における府県の住民の福祉を増進いたします各種の臨時または単独事業が、非常に少くなるのではなからうかといふことにつきましては、私も非常に心配いたして居るのでございます。現在立てられて居る二十九年度の財政計画を、今後におきまして補正願ひまさんと、必要最小限度の事業も保証できないといふふうに思つております。

次に道府県民税をやめて、そのかわりに固定資産税あるいは不動産取得税等の調整によつてこれをまかない、さらに不足分をタバコ消費税の税率の引上げでやつたらどうかという御意見でございますが、そういうふうな案も一

考えられたいとは思ひます。今日府県で最も必要とされておりますものは、先ほど申し上げましたように、県民の大多数が納税を通じて行政に参加する、この実態を整えるとい

うことでございませう。もちろんタバコ消費税も、大多数の府県民が間接的に納税することにはなるのでございませうが、住民税とは違ひまして、納税を通じて直接参加するといふ形の上におきましては、きわめて大きな懸隔がございませう。私も、私どもは市町村の御了解をいたさしまして、ともに手携え、ともに苦勞をいたしまして、この税といふものを生かして行く、そうしてお互いに地方自治を育成強化して参りたいといふ、この根本精神に立つておるわけでございます。従ひましてさういふ方向から、とにかく一応相当慎重に検討されました上での本案に対して、実は御賛成申し上げる次第であります。

○關井公述人 府県財政の赤字は、国家的性格を持つ行政執行面が非常に多いのであります。それらのために相当赤字が出ておる、府県自治の問題に基因するものではない、こういうふうに考へております。それでわれ／＼に府県民税の創設という様なことがしわ寄せされるといふことには、絶対反対を先ほど表明したわけでありませう。その処置といたしまして、国庫財源の委譲によりまして、御考慮のうちに処置されるということであれば、われ／＼は文句を言う筋合いのものではないのであります。そういう点について、議員諸公におかれまして何とて御考慮を煩わしたい、かように考へておる次第でございます。

○加藤(精)委員 重ねて府県民税のことについてお尋ねしたのであります。關井仁さんにお願ひしたいのであります。簡単に申し上げますが、私た

お聞きしておりますと、全国の県には、府県の政治がうまく行っていない。府県が、ごく少数ながらあるんじゃないか。そうしてこの府県民の創設に反対される方は、そういう府県の御出身じゃないかという気が濃厚にするのでございます。私個人のことを申し上げて恐縮でございますが、山形県におきましては、特に終戦後名知事を迎えまして、これはまことに人格、手腕とも申分のない知事を今持つておるのでございまして、電源開発といい、あるいは地下資源の開発といい、あるいは観光開発といい、着々実績を上げておるのでございます。

〔委員長退席、佐藤（親）委員長代理清静〕

知事は公選でございますけれども、この県下の理事者、議会、市町村長一体になつて、非常ないい地方行政をやつておるわけでございます。かかる府県はおそらく全国に大多数だろうと思ふ。目下わが国は実に危急な時局に立ち至つておりますので、最も大事なことは、人の和であり、あるいは各団体の意思の疎通であります。そういう際におきまして、シャッフル勧告以来府県に比しては恵まれた財政を持つた、――府県に比してはとあえて申し上げますが、市町村において、しかも今回の税制改革に財政と言わず、税制プロパーから言いますれば、むしろ府県よりもよほど財源に恵まれております市町村において、この府県の行政に協力し、府県と並んで両方の自治体をよくしたい、――住民は市町村住民でありますと同時に、府県住民であるのでありますから、市町村の理事者の方におかれましては、負担分任の趣旨を通す

課税方法に、よりよき方法が見出されない限り、――見出すことができません。公述人の方からでも委員の方からでも、その意見を言うていただきたいのですが、見出し得ない現状においては、市町村理事者の代表とせられまして、關井先生に、市町村の理事者の方をまとめて、今回だけは協力してやろうというような、人間的な、国民的なお気持ちになつていただけないものかどうか。これはまことに痛切な質問でございます。その点をお伺いしたいと思ひます。

○關井公述人 お答えいたします。加藤先生のたゞいまの御質問につきましては、ある点私どもも同感をしておる点もあるのではないかと。しかしわれわれ町村の現実の問題といたしましては、たゞ／＼申し上げますが、最初の、全国の町村におきましては、各府県の知事の行政権につきまして反感を持つておるところがあるのではないかと。いうような点もあげられましたが、さうな点は絶対にないと思ふのであります。地方自治の確立の問題につきましては、お互いに手を携へまして、またある面は県の協力あるいは御好意をもちようだいたしまして、一緒にやつておるのでございます。そのような点はないと思ふのであります。しかしシャッフル勧告以来町村側が比較的税源に恵まれて、府県は非常にそれらの点において窮乏したというようなことであります。今日町村となつておる市町村は、これまた財政面で非常に窮乏の立場に追い込まれて、町村合併を控へまして、何とも言語に絶する苦勞をしておるのであります。固あ

併しるということでありまして、しかし町村長におきましては、何とも言語に絶する苦勞を続け、この合併を推進しようとして、一身を犠牲にいたしまして推進をしておるのであります。それらの問題にからみまして、最近町村の経費というものが非常に莫大にかかつておるのでございまして、新たな税種の設定ということにつきましては、町村民は非常に脅威を感じるのではないかと。思ふのでございます。また地方税の面、あるいは府県の性格、すなわち現在のような過渡的な性格に側からこれを決定づける、自治体としての性格を決定づけるというような税の決定は、ごめんをこうむりたい。それから町村合併をして行くならば、町村の自治的の性格はますます強化されまして、完全独立自治体の性格がだん／＼強くなつて来るのであります。県の自治体的の性格を持つておる行政事務が、市町村に相当委譲されなければならぬというようなことを予期しておるのであります。県において残るものは何かといふと、これは国家的性格を持つ行政事務が非常に多くなるのでございます。二重行政の煩を省き、国家の経費を緊縮するといふ意味におきまして、これらの設定は根本的の問題にもなりますので、よく／＼お考えを願ひたい、かように考えております。

それから町村では昭和二十八年年度におきまして、府県に対して予算に計上されたものを拾ひ上げまして、全国で約五十億の負担金を県に出して、千億円、小さい府県におきましては市町村は約一億円程度の負担金を府県に

納めておるのであります。ですから私も先ほど申し上げたのであります。これは当然県の財源不足の補填は国庫財源の委譲によるべきではないか。もしそれができないというならば、暫定的の問題として、私どもは府県を応援する、府県は市町村の総合組合的の性格を持つておるという意旨を以て、たとへば負担金という意旨を以て、たゞ／＼お考えを願ひたいことを申し上げた次第でございます。

○門司委員 一言聞いておきますが、さつき友末さんの意見の中にはつきり言われておりますが、まだ財政が足りない、ことに警察委員にはもつと経費がかかるというふうなお話であります。警察委員についてどれくらい費用がかかるような見通しでありますか。もし数字がわかつたら教えていただきたい。

○友末公述人 府県単位の警察が創設された場合における、府県の警察所要経費の調査を今始めかけております。これがまとまりましてから、大体どのくらいになるだろうかという数字が出るのでございますが、ただいまのところ確定的な数字を持ち合せておりません。ただ一応の推定といたしましては、三百十六億程度見込んでおられると思うのでございますが、これがおそろく四百億程度は必要になつて来るのではないか。これは基礎はございませんで、ほんの推定でございます。

○佐藤（親）委員長代理 西村力弥君、時間が過ぎておりますから、なるべく簡単にお願ひいたします。

○西村（力）委員 お二方にお伺ひしたのですが、先ほどの御公述をお聞きしまして、どちらでも自治体の財政

基礎をつくつて、自治体としての機能と委を確立して行きたいということ、これは間違いないのです。そうしますと、たゞいま提案になつておる警察法案に対する賛成の態度と、そこに矛盾するところが出て来ないかという点と。府県として警察を持つていますけれども、御承知のように公安委員の機能と職権というものは非常に弱体であつて、何らそこに確固たるものはない。隊長あるいは警視正以上を中央で任命する、こういうところまで承認せられる立場というものは、自治体というものの立場をはつきりみずから低くせられておるのではないか、こういうぐあいに考えられるし、また町村会の方におきまして、自治体とは市町村が基礎であるという強い立場をとられておる限り、府県に形だけの警察が残つて、それが府県の自治体警察であるから承認しようというふうなことは、税に対する立場と警察に対する立場が矛盾するのではないかと。いふに私としては考えられる、その点についてお考えをお聞かせ願ひたい。

○友末公述人 府県警察はあくまでも府県自治体警察であるべきであるといふふうに実は考えております。従いまして、公安委員会等の権限等につきましても、この府県自治体警察の趣旨に従つて規定される必要がある。現在の法案につきましては、その面につきまして相当反対の意向を持つております。ところの箇所が多いわけでございます。

○關井公述人 町村会の意見を申し上げます。警察法の改正につきましては、これは町村会といたしましては、これは経過から見ますと五千人以上の町村は

自治体警察を持ち得たわけでありまして、ところがこれはほとんど返上した。これは財政的理由あるいは町村の自治行政に対する警察面の問題につきましても、いろいろ手がまわらぬという点から、主として財政的事由により返上したものであります。この改正につきましては、われわれはなほ消極的でございます。あまり発言力がないのではないかと、あつておつたのでございまして、しかし現在の警察制度の欠陥ということにつきましても、相当認識をしておるのでございます。今回の改正につきましては、特に自治体警察としての機能を圧縮しないようにという条件をつけまして、一府県警察一本ということに賛成をしたということで、非常に消極的でございます。

○西村(力)委員 きょうの知事会の代表として赤間さんにおいでになつて、現在の警察法には賛成だといふふうに言われまして、ただいま仰せられたようなことは一切発言なかつたので、私はさうに申し上げたのでございまして、が、今の御発言で了解いたしました。次に、京都府議会で事業税の問題について、自家努力を控除するというような決定をせられたということが、昨日だつたと思うのですが、新聞に見えておりました。こういうような決定に対しては、知事会として筋として賛成であるかどうか。

○友末公述人 事業税につきまして、御承知のようにそのとき々の情勢によりまして、非課税規定がかなりふえて参つておるのでございまして、私どもの考えとしては、事業のございまず実体に対しては、やはり応分の税金の負担を願うという、この本筋で行くことが正しいのではないかと。課税と非課税のこの境界線を引きますことは、實際上非常に困難であります。従いまして従来の経過もあると思うのでございまして、できるだけ非課税規定は漸次縮小してやめまして、そして事業は大体事業税がかかるという本筋を通していただきますことを希望、期待をいたしておる次第でございます。

次に事業税の場合に自家努力の面を控除するかどうかという問題は、各府県ごととやるべきではないのではなからうか、やはり一つの事業税体系に重大なる関係を持ちますので、自治庁等におきまして行政措置でできる範囲でございまして一定の方針を立てられ、もし行政措置でできない、法律を改正しなければならぬ問題でありますれば、法の改正をなしてこれを行うのが正しい行き方ではなからうか。今初めて実は京都府の問題を伺いましたので、この程度のお答えしかできない次第でございます。

○西村(力)委員 それでは關井さんにお尋ねしたいのですが、現在市町村民税がだんだんと第二方式にかわりつつありますが、課税の状況、負担の状況を見ますと、給与所得者が一般に負担が重く、こういうぐあいにわれわれとしては見られるが、關井さんの方ではそのように把握されますかどうか。さうですとそれをどのようにして、地方自治体の立場で行政的に緩和する措置をとられるか、また法的に改正するならばどういう方法を望んでおられるか、そういう点についてお尋ねしたい。

○關井公述人 市町村民税につきましては給与所得者の過重負担ということ、これは現実の問題として非常に声が大きくなつておりますし、実際面におきましてもこれは過重負担になつてゐるのであります。何らかこれにつきまして軽減措置をしたいということ、目下検討中でございます。また国会方面に対しても陳情しているわけでありまして、町村側といたしましては現在これを明確に下げようということにつきまして非常に苦勞してゐるので、なか／＼むづかしい問題になつてゐるわけでありまして、漸次そういう方面について努力をしているわけでありまして、

○佐藤(親)委員長代理 西村君、あと中井さんがありますから、なるべく簡単にお願いします。

○西村(力)委員 先ほど大石さんがおつしやつたように、第三種の入場税で麻雀とか玉突きとかあるのはパチンコですか、そういうものが除外されたということがありますか、これをこのままにしておくことが自治体の立場としていいかどうか、もしそのように法律が通つた場合に、法定外の税としてかけるとお気持ちがありますか、お聞きしたい。

○友末公述人 いわゆる第三種の入場税を特に除外されているわけでございますが、これは一括して国に移譲する場合においては移譲されることが正しいのではないかと思います。もし技術上その他の関係で、これだけは除外せざるを得ない、さうに決定されまして、場合におきましては、おそらく各府県におきましては、法定外税としてこれに課税する予定でございまして、さうにいたしませんと、いわゆる入場税の相互間の均衡を失うという問題もあるうかと実は考えております。

○西村(力)委員 揮発油課税の問題でございまして、七十九億のうち四十八億がひもつきで、三十一億が独自に使えるということになるわけでありまして、これは一年限りの時限立法なので、この金を一体どういうぐあいに使ひになるおつもりであるか。一年間で道路整備に使うのですから、相当計画的に使わなければならぬ性質の金を、そのあとはどうなるのかわからぬという状態にあつては、知事さん方においても使われるのに相当苦慮せられるのではないかと。そういう場合にどんなお考えがございましてか。

○友末公述人 大体七十九億であつたかと思ひますが、そのうち四十八億は、道路整備五箇年計画の地方負担分に充てるといふことになる予定のようでございます。残りの三十一億は、府県の一般道路の維持修繕あるいは政策等に使用できるといふことになるわけでございます。従来各府県といたしましては、国道以下の維持修繕はすべて責任を負つてやつておりましたが、財源不足の関係から、道路の維持修繕が困難になつております。従いまして、主として各府県におきましては、この国道あるいは地方道の重要路線等の維持修繕費または局部改良等に充てるようにならうかと、かように考えております。かような問題は、道路整備五箇年計画というものが、今日国で確立されていらない際におきまして、ガソリン課税と税を上げて考えられた関係から、さうな臨時立法になつたのだと思ひます。どうかひとつ道路整備五箇年計画というものを早く確立していただいて、それにふさわしいところの税財政の体系を整えて、これも国ばかりでなく、国と地方が財源を負担いたしました、実行できる方向でお考えを願う、その上に立つての税制改正でなければ実はずなさいのではないかと、さういふふうにも考えております。

○中村(徳)委員 時間がたちましたので、たいへん御迷惑ですが、茨城県知事の友末さんに簡単に伺つてみたいと思ひます。

入場税の問題であります。先ほどのあなたの御陳述では、入場税を国税に移管して課税とすることについては、府県の独立財源を弱める結果となりますので、その趣旨においては承服できないと、まあ反対であるといふうなことでございまして、私どもの考え方で申しますと……「賛成なんだよ」と呼ぶ者あり「御賛成なんですか。——了解できないのであります。が、どうでありますか。

○友末公述人 私どもは、一面におきまして自主独立財源の付与を強く要請いたしておりました。また一面、国の要請をいたしまして、税源の偏在を正すといふものを肯定せざるを得ない。従いまして、趣旨としてはまだ納得できないものがありますが、現実の事態としてはやむを得ないであらう、かように考えております。

「賛成か、反対かはつきり言え」と呼ぶ者あり」

○佐藤(親)委員長代理 私語を禁じます。

○友末公述人 結論をいたしましては、賛成です。

○中井(徳)委員 どうも少しやかましくてわからなかつたのでありますが、私どもの調査によりますと、今回の改正によりまして、国は九十億ばかりの金を動かします。入場税に関する限り、十九億二千万円は国がとつちやつて、七十億を全国の府県にわたるわけでありまして、そのうち茨城県が一番よいに行くと、これまでは一億六百万円の収入でありましたものが、今回は四億二千万円になりまして、まことにけつこうなことだと思ひますが、この問題については、私は必ずしも全国の府県知事が一致して賛成しておるのではないように思ひつておられますので、その辺のところをもう少し詳しく、知事会の内部の模様を伺つておきたい、かように思ひます。

○友末公述人 知事会におきましては、しばしばこの問題について議論を重ねたのでありますが、その結果、一応入場税を国に移譲いたします趣旨につきましては、地方制度調査会の場合においては反対をする。しかし地方制度調査会においては破れました場合におきましては、この移管について積極的に反対をしないという態度を決定いたしておるのでございます。

○中井(徳)委員 もうちよつとその問題についてお尋ねをするわけでありまして、そういたしますと、大体原則的にいいまして、入場税を地方税から国税に移譲するという趣旨には、はなはだどうも取越苦勞であるかもしれせんけれども、地方にまかしておつては

正確な税収入がない、従つて国が、ひとつおれの方が出て行つて、全国の税務署を動員してやれば、必ずやちつと入るであろう、そんなに財源がないというなら、おれたちの方でやつてやろうかというふうな気持ちで、この問題が出たように思ふのであります。そこで、そういうことではない、全国府県でも必死になつて入場税をつたんだけれども、この程度しか集まらないというのか、あるいは税率を厳格にやれば多少集まるけれども、しかし現在の日本の経済情勢から見ると、実際さういふふうには百パーセントはとれないのである。現実の問題として、現場にありまする府県知事といたしましては、そこまでかつきりと入場税にたれないものであるというのか、このどちらであるか、その辺のところをちよつと伺つておきたいと思ひます。

○友末公述人 入場税の徴税につきましては、各県とも最大限の努力をいたしまして、相当の徴税成績をあげております。徴税困難なるがゆゑに国税に移譲してもらおうという気持は毛頭ございません。ただ府県間におきまする税率の不均衡という問題は多少ございまして、そこで、国税に移管した場合におきましては、地方の税率につきまして、できるだけ実情に適合いたしまするよう、いま少し引下げて、そうして地域的な均衡をはかつて行こうというところで練つておられるようでございます。この入場税を国税に移管するといふ問題が起つて参りましたのは、御承知の通り、府県間の税財源の不均衡を是正するといふ問題からでございます。大蔵省は御承知のように、義務教育費国庫負担法の特例法案を国会に提

出したのでございますが、これが審議もされないうで、やみに葬られ続け参つておるのでございます。この補助金制度で税源偏在の是正ができない以上、何とか税の方面でこれを行わなければ不均衡の是正はできないといふことから、問題が起つたように私は拝承いたしておるのであります。

○中井(徳)委員 入場税の手数料の問題なんです、先ほどもちよつと私、川崎の市長さんにお聞きしたのでありますが、一割というのはいかに高いように思ふのでありますが、それに対するあなたのお考え、それからもう一つは今税源が偏在をしておるからそれを調整するためであるというふうなことでありましたが、この点は私どもはもう少し研究をしてみたいと思ふ。このたびの、あなた方が熱望されております府県民税においてさへ、資料によりまして、鳥取県は六千五百万円、大阪府は十六億五千万円という数字であります。しかしこういう比率からいへば、大阪府は四億五千万円程度でいいのでございます。ですから偏在の問題は入場税だけでは絶対ないと私は思ふ。これは非常に幅の広いものであるかも知れませんが、それは五十歩が百歩を笑うものである。私どもも考え方が行けば、これはやはり府県に残しておかれて、そういう調節は調節で、まあ地方交付税その他の増額によつてやるべきものであるといふふうに、私どもは考へておるのであります。が、御意見を伺ひたい。

○友末公述人 入場税を国に移管した場合に、譲与いたしますのは九割でございます。一割を国が手数料でとるといふ手数料の考へ方ではないのじやないかというふうには私は思つております。従ひまして国がとる場合においては、徴税費はもろんかかるとありますが、おそらくその一割分を徴税費に充てておられないだらうというふうには思ひます。ただ徴税をいたします場合に、国がとる以上は、やはりある程度の国の収入にもなりまないと、徴税成績が上りにくいという実際の点から九割程度、これはもちろん実八割でもよろしいという考へ方が出るかもしれぬと思ひます。

○中井(徳)委員 最後に、それは友末さん御研究をいたしたいと思ひますが、二十九年度の政府の一般予算書を見ますと、雑収入というところになつております。従つてほかに使つていふようなことでまる／＼手数料ということはない。私は皆さんのために、お尋ねしておる。なるべくさういふものを少くして還元をしたらということでお尋ねをしておるのですから、御慮なきにらうにいいと思ひます。どうぞ、この程度で……。

○加藤(精)委員 知事代表茨城県知事さんにお尋ねしたいのであります。先ほど事業税の非課税条項の廃止のことについて、熱烈なる御議論を承つたのでありますが、これは民主主義義場、民主主義義興のための直截簡明強力なる手段である新聞に對して税金をかけるのはどうかという議論もありまして、どうも新聞もまた独占的な事業でございます。國民に對して事業相当の負担をすべきだということを考へるのでもございまして、その点について府県理事者のお考へはどうであるか、参考のために聞かせていただきたい。

○友末公述人 非課税規定は原則としてできるだけ全廃したいという気持ちを持つておりますが、実は過去のいきさつもございまして、漸進的にこれを行つて行くことが、現実の問題としては適正妥当にやないかというふうに考へております。従ひまして新聞事業及び新聞送達事業等が、なお非課税になつておりますことは、まず現段階としてはやむを得ないのじやないか。ただこれと密接不可分の關係を持ちます問題は、教科書を供給いたします事業、教科書を印刷いたします事業、事業には事業税がかからない案になつておりますが、これを供給いたしますのは臨時措置法によりまして義務づけられておるわけでございます。従ひまして新聞の送達事業とそれから教科書の供給事業というものはやや似通つておりますので、同一に取扱ひますことがまづ必要にやないか、非課税にするならすべて非課税にする、あるいは課税対象にするなら同様に課税対象にする方針を統一することが必要なのじやないかというふうな考へ方を持つております。

○大矢委員 二点だけお尋ねします。先ほど来いろいろ陳述を聞いておりますと、とることはかりを主張しておる。私は実に不愉快である。そこで私は最後にお聞きしますが、實際一線におられていろいろ経緯を持たれておると思ひますが、今度の税法の改正によつて、從來不合理な税制が相当あるで、終戦後つとそのまま来たもので、経済状態も非常にかわつて参りまして、こういう点はさういふふうに変更めれば納める方も納めよいということ、何か税制の不合理の改正と、それ

いかというふうには私は思つております。従ひまして国がとる場合においては、徴税費はもろんかかるとありますが、おそらくその一割分を徴税費に充てておられないだらうというふうには思ひます。ただ徴税をいたします場合に、国がとる以上は、やはりある程度の国の収入にもなりまないと、徴税成績が上りにくいという実際の点から九割程度、これはもちろん実八割でもよろしいという考へ方が出るかもしれぬと思ひます。

○中井(徳)委員 最後に、それは友末さん御研究をいたしたいと思ひますが、二十九年度の政府の一般予算書を見ますと、雑収入というところになつております。従つてほかに使つていふようなことでまる／＼手数料ということはない。私は皆さんのために、お尋ねしておる。なるべくさういふものを少くして還元をしたらということでお尋ねをしておるのですから、御慮なきにらうにいいと思ひます。どうぞ、この程度で……。

○加藤(精)委員 知事代表茨城県知事さんにお尋ねしたいのであります。先ほど事業税の非課税条項の廃止のことについて、熱烈なる御議論を承つたのでありますが、これは民主主義義場、民主主義義興のための直截簡明強力なる手段である新聞に對して税金をかけるのはどうかという議論もありまして、どうも新聞もまた独占的な事業でございます。國民に對して事業相当の負担をすべきだということを考へるのでもございまして、その点について府県理事者のお考へはどうであるか、参考のために聞かせていただきたい。

○友末公述人 入場税を国に移管した場合に、譲与いたしますのは九割でございます。一割を国が手数料でとるといふ手数料の考へ方ではないのじやないかというふうには私は思つております。従ひまして国がとる場合においては、徴税費はもろんかかるとありますが、おそらくその一割分を徴税費に充てておられないだらうというふうには思ひます。ただ徴税をいたします場合に、国がとる以上は、やはりある程度の国の収入にもなりまないと、徴税成績が上りにくいという実際の点から九割程度、これはもちろん実八割でもよろしいという考へ方が出るかもしれぬと思ひます。

○中井(徳)委員 最後に、それは友末さん御研究をいたしたいと思ひますが、二十九年度の政府の一般予算書を見ますと、雑収入というところになつております。従つてほかに使つていふようなことでまる／＼手数料ということはない。私は皆さんのために、お尋ねしておる。なるべくさういふものを少くして還元をしたらということでお尋ねをしておるのですから、御慮なきにらうにいいと思ひます。どうぞ、この程度で……。

○加藤(精)委員 知事代表茨城県知事さんにお尋ねしたいのであります。先ほど事業税の非課税条項の廃止のことについて、熱烈なる御議論を承つたのでありますが、これは民主主義義場、民主主義義興のための直截簡明強力なる手段である新聞に對して税金をかけるのはどうかという議論もありまして、どうも新聞もまた独占的な事業でございます。國民に對して事業相当の負担をすべきだということを考へるのでもございまして、その点について府県理事者のお考へはどうであるか、参考のために聞かせていただきたい。

○友末公述人 入場税を国に移管した場合に、譲与いたしますのは九割でございます。一割を国が手数料でとるといふ手数料の考へ方ではないのじやないかというふうには私は思つております。従ひまして国がとる場合においては、徴税費はもろんかかるとありますが、おそらくその一割分を徴税費に充てておられないだらうというふうには思ひます。ただ徴税をいたします場合に、国がとる以上は、やはりある程度の国の収入にもなりまないと、徴税成績が上りにくいという実際の点から九割程度、これはもちろん実八割でもよろしいという考へ方が出るかもしれぬと思ひます。

○中井(徳)委員 最後に、それは友末さん御研究をいたしたいと思ひますが、二十九年度の政府の一般予算書を見ますと、雑収入というところになつております。従つてほかに使つていふようなことでまる／＼手数料ということはない。私は皆さんのために、お尋ねしておる。なるべくさういふものを少くして還元をしたらということでお尋ねをしておるのですから、御慮なきにらうにいいと思ひます。どうぞ、この程度で……。

○加藤(精)委員 知事代表茨城県知事さんにお尋ねしたいのであります。先ほど事業税の非課税条項の廃止のことについて、熱烈なる御議論を承つたのでありますが、これは民主主義義場、民主主義義興のための直截簡明強力なる手段である新聞に對して税金をかけるのはどうかという議論もありまして、どうも新聞もまた独占的な事業でございます。國民に對して事業相当の負担をすべきだということを考へるのでもございまして、その点について府県理事者のお考へはどうであるか、参考のために聞かせていただきたい。

○友末公述人 入場税を国に移管した場合に、譲与いたしますのは九割でございます。一割を国が手数料でとるといふ手数料の考へ方ではないのじやないかというふうには私は思つております。従ひまして国がとる場合においては、徴税費はもろんかかるとありますが、おそらくその一割分を徴税費に充てておられないだらうというふうには思ひます。ただ徴税をいたします場合に、国がとる以上は、やはりある程度の国の収入にもなりまないと、徴税成績が上りにくいという実際の点から九割程度、これはもちろん実八割でもよろしいという考へ方が出るかもしれぬと思ひます。

申し上げますと、前から一部賛成、一部反対という立場をとつておつたものでございしますが、確かに制度としては、シャウプ税制は、今度の地方税法の改正が通過いたしますと、崩壊したものと考えていいのではないかと思います。しかし次の二つの点におきまして、これはかなり重大なる点だと私は思うのでありますが、シャウプ税制の精神が、わが日本の租税制度に、国税及び地方税双方であります、残つておるに思ふのであります。二つとはどういふことかと申し上げます、その一つは、直接税中心主義というものが依然として残るといふこと、二番目は、地方財源の強化といふこと、これはシャウプが非常に強調したことがありますが、この二つのシャウプ税制の精神は残つておると思ふのであります。これを数字できわめて簡単に申し上げます。

まず直接税中心主義でございしますが、昭和二十八年及び二十九年の直接税、間接税——これは井藤が計算いたしました。従つて大分怪しいのでございしますが、さう御了承願ひたいのであります。資料によると、昭和二十八年は地方税は合計三千二百億円であります。そのうち大体八〇％が直接税であります。間接税は二〇％であります。それから昭和二十九年は三千四百七十四億に上つております。これはもちろん今度の税制改革が通過しての話であります。それを直接税と間接税とに分けると、直接税が七六％で、間接税が二四％であります。そこで地方税だけについて見ますと、直接税が去年は八〇％であつたのが、今度の地方税法の改正法律案が

国会を通過すると、七六％に減ります。間接税は二十八年は二〇％、それが二十九年は二四％、四％移るだけでございます。直接税中心主義といふものは、地方税においてはあまりわかりません。ところがわが日本においては、外国でも同様だと思ふのであります。地方税といふものは、地方税といふ税金の性質上、直接税が非常に多いのであります。間接税が四％だけ直接税が減つて、間接税が四％ふえるといふことは、地方税だけに就いて言へば言えるのであります。ところが国税と地方税とを総合して計算いたしますと、ほとんどかわりません。国税や地方税を総合して計算いたしますと——これも井藤の計算で、大蔵省の計算とはちよつと違ひますが、昭和二十八年は、直接税が六〇％で、間接税が四〇％であります。昭和二十九年は直接税が五九％で、間接税が四一％、すなわち、昭和二十八年及び二十九年の国税及び地方税を総合してみますと、わずかに一％だけ間接税がふえたことになつておりました。直接税中心主義はほとんどかわつておられぬといふことを第一に指摘したいと思ふのであります。もちろん、この直接税中心主義はシャウプ以前から、わが日本においては、今度の戦争中から行われておつたものであります。あえてシャウプが初めて言つたのではない。しかし、シャウプという人が直接税中心主義を唱へたが、今度の税制改革をやりました。国税、地方税を算入して見ますと、なお直接税中心主義の基本方針はかわつておらぬといふこととあります。これが第一であります。

それから第二は、地方財源の強化の問題であります。これはお手元の資料にもあることとあります。きわめて簡単に申し上げますが、昭和二十八年は地方税が三千二百億、これは地方団体の総収入の三三％、ところが昭和二十九年はどうかといふと、譲与税を加算いたしますと、総収入の三九％になるのであります。昔は国税と地方税を比べますと、地方税は非常に少かつたのでございしますが、昭和二十九年は前年に比しまして金額から申しますと、六百二十四億円ふえて地方団体の総収入の三九％に地方税収入はふえるのであります。これは地方財源強化といふ、いわば地方自治の精神が相当に現れてゐる。これは数字で申し上げたのであります。これが一般的な事項であります。

次にこれから個々の税目について申し上げます。これは問題が多いのでございしますが、時間の関係で問題点と思ひます。まず府県税と市町村税とわけますが、最初に都道府県税であります。結論を先に申し上げます、私は都道府県民税を新設することは反対であります。なぜ反対かと申しますと、国民の税負担を軽減しようとするのが輿論になつてゐるときに、とかく新税を設けますと、現在はいいのでございしますが、将来増税の原因をつくるということとあります。今度は府県民税を設けるかわりに、市町村民税は減らすといふことになつておりますが、これまた数年たちますと、健忘症にかかりまして、またこれが上るといふような危険があらはれないか。これが第一点であります。

それから第二点は、こまかな問題でちよつと恐縮であります。なぜ制度として変かと申しますと、かりに府県民税を設けるといたしまして、その場合のかけ方でありまして、皆さん御案内の通り、かけ方は府県民税の所得割をかける場合に、所得税を標準として府県の内部の市町村に金額を割当てる、割当を受けた市町村ではどうするかといふと、今度は市町村民税の所得割を標準としてその市町村の住民に割当てるといふことになつておるのであります。これは確かに市町村を単位として見ました場合には、市町村間の負担の均衡といふことは、これによつて望まれるのでございしますが、しかし御案内の通り市町村民税のかけ方がこの前のオブション・ナンバー・ワン、ツー、スリー、もう一つ違つた形のものであつて、合計で五つございしますが、これが各市町村によつて違ふのであります。その結果はどうなるかといふと、同じ府県の住民であつて、同じ収入所得の人でありながら、ある村と他の村との間を比べますと、府県民税が違ふといふことが出来て来るのであります。これは制度としてはさうぶる変なものではないか、少くとも府県民税であれば同じ府県内では同額でなければならぬのではないかと思ひます。もちろん政府の原案にも特長はございします。それは徴税の便宜といふこと、それから市町村を単位として見た場合には、その間には均衡がとれるのであります。しかし住民と住民との間の関係から言ふと、同じ府県の住民でありながら、同じ収入所得のものであつながら、税額が違ふといふことは、どうかと思ひます。しかしこれは

現状ではやむを得ないのかもわかりません。これを直すにはどうすればいいか、結局は市町村民税の課税標準の統一以外には道はないのであります。これは大きな問題であります。私は触れませんが、ここに一つの欠点がある。これが第二点であります。それから第三点であります。府県民税を設けられた一つの大きな動機はどうかと申しますと、御案内の通り現在における日本の府県民税の中の三つの大きなもの。すなわち事業税、遊興飲食税、入場税は、大体都会で上るものであります。従つて農村地帯の人は府県から利益を受けながら府県税をあまり分担しないのはよくない。そういう建前ではいふれば府県民が府県の経費は全部自分たちが分担するといふこととやらということとあります。この精神は大賛成であります。その場合に今度の税制改革を見ますと、タバコの消費税、これは都会もいなかも行くのであります。タバコの消費税といふものが新たにかけられるのであります。これはもちろん間接税であります。しかしながら府県税には違ひない。これによつてある程度まで農村の人たちも府県税を分担するといふことがいえるのであります。それよりも私は、今申しました農村の人々に府県税を分担してもらふといふ目的その他を達成するには、私は次の案の方がよりいいのではないかと思ひます。それは、ちよつと空論を申しますので、実は政治的に見てはたして実行可能かどうかかわりませんが、私は数年前から言つておることとあります。もう一回繰返さしていただきます。私はこうしたい

それからもう一つ申し上げたいことは、これはこの税法には直接関係はありませんが、今度資産再評価を政府は強制することになっておりますが、それを助長する一つの手段といたしまして、固定資産税の評価についてある程度の考慮をしようということになっておるのでありますが、これまた同様であります。こういうふうな大企業の資本蓄積という名のもとに、大企業の負担を軽減するということは、これは悪いこととやありませんが、しかしながらこれを軽減いたしますと、個人が所有して土土地及び家屋との間の負担の均衡ということは一体どうなるのか、この点は私は相当問題があると思うのであります。私はきよの公述の一番初めに、一般的事項といたしまして、現在日本では国税、地方税を通じて資本蓄積が重んじられておる。これは確かに重んじられておるのであります。たとえば国税の法人税につきましては、昭和二十八年度はいろいろの特別の措置をやつたために、減税額が五百億円といわれております。ところが昭和二十七年の法人税は幾らかといひますと、合計千七百億でありまして、五百億円の減税をやる、これはもちろん意味があるのであります。それのみか、租税経済というものは本来資本主義的なものでありまして、従つて資本主義を前提として考えなければならぬ。そういう点から言うならば民間資本の蓄積も必要であります。この場合に何とか限度があるのじやなからうか。私は率直に申しますと少し限度を越えておるのではないかと思うのであります。税制調査会の答申におきまして、こういう減税をやる場合に、

一体どれだけの効果があがつておるか、効果をもう少し調べてからやつたらどうかという答申がございましたが、あの答申は私は賛成でございませう。

それから電気ガス税であります。電気ガス税につきましても、昭和二十七年の国会でございまして、あのときに大分減税がございまして補給金を受けておるところの産業で、生産原価のある割合以上を電気やガスの代金に占めているものについては免税にするとか、従来もそういうようなものは免税にしておつたのであります。昭和二十七年のときの改革によりまして免税課目がふえましたが、今度はさらにふえようとしておるのであります。これもそれだけを見ますと確かに意味がないわけではありませんが、こういうふうな引算をいたしまして、結局は電気ガス税を負担するのはだれかという、われわれ家庭の消費者が負担することになって来るのであります。ここにも私は考慮の余地があるのではないかと思ひます。

最後に入場税であります。私はこの入場税と遊興飲食税は、税金の種類としては、地方税に過ぎない税額としてとらえております。それを国税としてとら方がいいのか、これはいろいろ問題があると思ひますけれども、少くとも私は同一の扱いをすべき税種ではないかと思ひます。そこでこの問題は別として入場税であります。お前は賛成か反対かといへば、結論だけ申しますと私は賛成です。賛成ですが、しかしながら本来の税金の種類から申しますと、やはりこれは地方税に

適するものであります。私はこれは地方税として何と考へてたいという気持ちがあるのでございませう。しかし日本の義務教育国庫負担金が東京、大阪その他に分配されるとなかなかいうような事情とか、それからその他いろいろ事情を考へまして、私は結論から申しますと、国税に移すのはいいのであります。しかし税金の性質としては地方税に適するものであります。で、やはり何と考へて将来地方税にもどすように育成する必要があるのではないか、これにつきましては、もちろん地方団体の徴税能力というものは強化することが必要であります。その他いろいろ問題はございませうけれども、私は賛成と言ひまして今言つたような意味の条件つき賛成であります。

これをもつて私の公述を終わります。
○中井委員長 井藤教授は学校の都合で長くおとまりになることが困難だそうであります。つきましては、井藤教授に對してこの際特別に御質問があらましたら、集中してこれを進めたいと思ひますが、御異議はございませうか。
〔異議なしと答へる者あり〕

○中井委員長 異議の声を聞きますから、さように決定をいたします。

○門司委員 ごく簡単に、非常に重要な御意見を拝聴いたしましたので、その点についてお伺ひしておきたいと思ひます。

それは第二番目に述べられたいわゆる事業税の性格から来るいろいろ先生の御議論であります。先生の御議論を拝聴しておりますと、外形標準でかけることが必ずしもいいのではな

いが、しかしそういうものが加味されるべきではないか、こういう御議論であります。もとより税金が収益課税であるべきであるといふことは、私は税法の建前から言へば正しいと思ひます。しかし先生の御意見のように承つて参りますと、一応外形標準を加味した方がいいという御議論から発展して附加価値税の問題に触れたのであります。附加価値税の問題がシャウブ勧告によつて行われて参りました。それから、この税金にはいろいろ問題がございまして、とうとうそれから五、六年そのまゝの姿に置かれて、今度やつと廃止になる、こういうわけでありませう。この税金の中で私が最も恐れておりますのは税の作用であります。税はたとえ税法上の合法性があるといひましたとしても、それが税金を納めする國民にどう作用するかということがきわめて大きな問題でなければならぬと思ひます。従ひましてこの附加価値税の作用が國民に大きく反映する可能性を持つた税金は私は今までになつたと思ひます。ここにこの税金の

今日までの運命があつたと私は思ひます。であります。それは先ほどの御説明によりまして、一応外形から見て参りますならば、大法人がたゞさんかけられて個人が安くなるということ、私はいなめない事実だろつと思ひます。しかしそれは単に外形から見たものであつて、實際この税金を施行して参りますと、この税金の及ぼす作用というものは、物に必然的に税金がかかるからざるを得ない形をとつて参ります。従つて製造をする人から、さらに販売をする人、あるいは中間があれば中間というように、この税金は税がさらに税を生

むという形を示して来る。従つてそれだけ物価に影響を持つ税金にならざるを得ない。この税の作用というものは、今日の日本の物価関係と國民の収益関係から申し上げますと、そう簡単に片づける性質のものではなかつたと思ひます。これが今日までの税金の施行を遂行された一つの大きな原因だと思ひます。従つて先生の御意見はわかりますが、この場合、せつかくお話がございましてのお伺ひをしておきたいと思ひます。これは、そういう関係から来るいわゆる税の作用というものについて、もし先生の御意見等がございすれば、ひとつお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○井藤公述人 今の御意見もつともだと思ひます。この附加価値税が、税の性質として、はたして事業税であるか、あるいは売上税、あるいは日本では取引高税と言われておりますが、あれであるかということにつきまして、わが日本では問題になりました。アメリカでは事業税という概念がありませんので、なぜそんなことを言ふかといつてアメリカの人には問題にならぬ。ところが日本人、ドイツ人が問題にしまして、実は一九一九年にドイツでもこういうことをやりかけたのです。そのとき、私はやはり最近発見したのでありますが、日本と同じように、はたしてこれは収益税の一種としての事業税であるか、あるいは流通税の一種としての売上税であるか、また同じことではあります。取引高税であるかが問題になりました。それで私は今あなたのおつしやいましたような意味で、もしこれが流通税といたしますと、確かに消費者に転嫁されて物価騰貴の

危険はあるのですが、これは事業税の代表としてやるのでございますので、私はおもしろくないと思ひます。それで税はこの場合に附加価値税の計算方法といひまして、これは御案内の通り初めは控除法一本でございまして、それが加算法を設ける。ところが控除法を設けますと、附加価値税の附加価値税たる本質は非常に残るのではありません。というのは流通的な性格が強いからで、ところが加算法にいたしますと、ほとんど事業税に近くなりまして、流通的な要素が少なくなり、従つて転輸の危険が非常に少なくなります。私きよう公述いたしませんで、したけれども、二、三年前から私は、附加価値税をかけるのだつたら、むしろ事業税に近いようなものにしよ、それには控除法をやめて加算法にしたらどうか、こういうことを言つておつたのでございます。

それからもう一つは、やはり税金でございまして、負担能力というものも考えなければなりません。そこで加算法をとる場合に、利潤と地代、家賃と利子と支払い賃金を合計いたします。その場合に、利潤は、これは負担能力がありますから、税率が多少高くともいいが、あと三つは同じ割合ではいけない。現在日本の制度は一緒になつております。去年でしたか一昨年でしたか、日本政府内で、利潤の加算法をとる、そして利潤の部分とそれ以外の部分についてわけて、税率をかえる。利潤についてはたしか三割、利潤以外の部分については二割、但し急に租税負担がふえるのはよくないというので、暫定的にたしか利潤の部分を四割、外形標準の部分を一割として、

外形標準の税率を軽く、利潤の税率を重くするということを考へておつたのでありますが、これは法案になるに至りませんでした。私はそういうやり方をいたしました場合には、今あなたがおつしやいました危険は非常に少なくなるのじやないかと考へておるのでございます。

○門司委員 もう一言お聞きしておきたいと思ひます。他の税目についてはほかの方からお聞きになると思ひますが、私は主として今までわれ／＼が疑問にしておりました附加価値税に関する問題をもう一言聞いておきたい。

今先生のお話のように、控除法から加算法にかつて行つて、流通的な性格がだん／＼失われて来て、収益的な性格に引きもどされて来るということになつて参りますと、實際上事業税とほとんどかわりがないようなものができなければならぬと思ひます。事業税とかわりがないものができて参るといふことになると、現行の事業税の中で私どもが非常に不可解に考へておりますと言ふよりも、むしろ不均衡だと考へておることは、たゞ／＼議論になつたのであります。先生の先ほどの議論の中にもありましたように、シャッパの勧告案で資本蓄積を主としたもの考へ方から来る税制をしいたことも大きな影響はございまして、事業税自体の中について考へて参りますと、法人に対する割合が割に軽くなつておるといふことが一応言へると思ひます。従つて事業税は個人に割合に比重が重くなつて来ておる。これは主として収益課税だけをとるから、こういう結果になるのだといふことが一面言へるのであります。そこで附加

価値税の性格を持つ外形標準を入れればいいのだといふことに、私も一応なると思ふのでありますが、しかし日本の現在の事情から行きますと、理論的には先生の御意見の通りと思ひますが、実際のものを参りますと、やはり事業税については、少くとも収益税であるという性格を非常に強く打出すべきではないか。従つて収益税の最も大きな国税である所得税との関連性が生れて来るのであります。この場合も、やはり事業税について、そういう観点から免税点の引上げといふようなことが行わるべきではないかといふように考へるわけでありますが、この点についての先生の御意見を承りたい。

○井藤公述人 どもつともだと思ひます。それで私は、附加価値税にいたしましても、収益的な性格を強く残すために、同じ加算法でも利潤の部分の税率を重くして、ほかのものを軽くするといふのは、そういう趣旨でありまゝ。それからそれ以外の外形標準を認めるというところは、その反対給付を認めるということである。それから今の問題は、私は事業税だけを単独に切り離しては問題にできないと思ふのでありまして、これは御案内の通り、市町村民税もかつておりました。法人税または所得税もかつておりました。私は事業課税の問題は、単に府県事業税だけを切り離して問題にすべきでなく、日本の事業課税全体の問題として考へるべきではないかと思ひます。

私はこれについて、地方税を離れませんが、関連がございしますので、ちよつと申し上げます。現在の国税の体系を見ますと、法人所得に対する課税形態

ほど現在日本で混乱しているものはないと思ふ。これは話がわき道にそれるので触れませんが、これは、学校教員の空論だと言われるかもしれないと思ふ。私は法人を二つにわけたいと思ふ。法人で独立性の強いもの、そして株主が絶えず異動する大法人に対しては実質的ななけ方をする、個人とは別個のものをかける。それから全部で税金が軽くなるというので、本来だつたら個人経営のものが法人経営をついてるものがあることは事実ですが、こういうものにつきましたは、課税において個人経営と同じ見方をする方がいいのではないかと考へております。そこで問題は、それはどこで線を引くかといふこと。これは実は非常にむづかしい問題がございまして、これはほかの場合も同様で、たとえば物品税でも、値目がきかかていゝか悪いのか、お茶はどうかと言われると、どうも困る。やむを得ず線を引くのでございしますが、精神からいへば、そういうふうにする方がいいのではないかと考へております。

ちよつとわき道にそれましたが、要するに、申し上げたいことは、事業課税の問題は、府県事業税だけを切り離して問題とすべきではなく、日本の国税、地方税全体を通じての事業課税というものを総合的に再検討する必要があるのではないかと考へております。

○中井委員 中井徳次郎君。○中井(徳)委員 たいへん系統だつた御意見を伺つて、審議の上に参考になつたと思ふのでありますが、私は二点ほどお尋ねいたしたいのであります。実は終戦後シャッパの税制がまし

て、それについて、あなたの御説明のように、数次の改革があつて、今ほとんど崩壊に瀕しておるわけでありまゝ。実際の面で見ますと、府県、市町村とも毎年々々税制がかわりまして、事務がたいへんなのであります。しかも全部が決して満足しておらない。い

わんや国民にとつてはまつたく困る問題である。いくら悪税であつても、しばらく変更しないでおけば、一応それに対する対応策も考へられるが、こう毎年々々かわつては、何ともならぬといふのが実情だろふと思ふのであります。そこで今の地方税の体系をどうしようかといふふうなことを考へますと、結局税体系だけをいくらかいじつても際限がないから、府県とか市町村の組織とか範囲とか、そういうものを一大変更して、国民の負担を大きく軽減するといふようなところまで来ていゝのではないかと実は私は考へるのであります。そこでそういう意味から租税とか財政面から、現在の日本の地方制度を大改革しなければならぬじやないかといふところまで来ていゝかどうか、お尋ねいたしたいのであります。

○井藤公述人 お説の通りで、私は人間が保守的で、かわることはきらいなんです。ですが、必要があれば、ある程度かえる必要もあるのではないかと。今のお説は、実は地方行政組織全体の問題だと思ひます。地方行政改革の問題となりまして、国家の行政全体になりまして、これは地方制度調査会やその他御研究になつておることと思ひますが、やはり税金の問題を税金の問題だけで取扱ふことは、もちろん御説の通り、適切でないと思ひます。しかし現在の日本においては世の中が急角

度にかわつておれば、それに対応して租税組織なんかもかえなければならぬ。せんけれども、程度問題だと考えておられます。租税組織も何かかわらなければならぬと思ひます。しかしこれは程度の問題だと思ひます。けれども、私は終戦後今までの実情を見ますと、ことに日本人の立場から申しますと、これはやむを得なかつた実情があつたと思ひます。しかしあまりにも實際の経済の変化以上にかわり過ぎたのじやないだらうかと思つておられます。それで今お説の通り、よく考えてもう少し安定性のあるものにしたらどうかというやうなお説には私も賛成であります。具体的にはこれは先ほどもおつしやいました通り行政機構の改革とも関連がございまして、今私これにつきましてすぐに結論を申し上げることはできません。

○中井(徳)委員 私も実はそこまで来ていると考えておるわけなのであります。この問題はこの程度にしまして、一言最後に御説明になられました入場税の問題についてお尋ねをいたしますが、結論として移管は賛成ということでありまして、政府のこれに対する説明は、入場税は非常に土地によつて偏在しておる、従つてこれをならすのが大きな目的であるということでありまして、それにはもちろん理由はあるのであります。府県のいわゆる徴税能力という面において入場税は非常に抜けておるのではないかと、この間から質問を續けておるのでありますが、そういう説明はあまり聞かれなかつたのですが、きよりは教授からそういうことに多少触れたような御発言があつたのであります。この点について率直に、學者としての見方から徴税能力について入場税に関する限りどういふことであるかといふことを、もう少し御説明願ひたいと思ひます。

○井藤公述人 今の入場税の問題でございまして、私はどんな税金でも偏在といふことはやむを得ないと思ひます。どんな場合でもこれは偏在は程度のものでございまして、その偏在を正するために平衡交付金、今度は交付税ですが、交付税がございまして、交付税さえうまく行けば、税金の偏在はこれは当然なもので、地方自治という点から行けば地方の独立税をふやす、そのかわり偏在するのはいくらもありません。それを正するために平衡交付金で何する。ところが平衡交付金が割合に地方の要求通り出ないといふことは、これはあえて中央集権が悪いとも言ひきれないで、日本国全体が貧乏でございまして、そこであらうことになるのだと思ひます。そこで今この御質問の点でございまして、入場税の上り高でございまして、これはもちろん日本の国民所得や物価の騰貴といふこともございまして、あの資料から見ますと、地方団体がとるやうになつてから必ずしも収入は減つておらない。むしろふえておるのではない。従つて新たな見方からすると地方団体でもやつて行けるのだといふやうな一応の数字的な説明もあるものであります。しかしまた一方から、私も実は調査したわけではございませんが、私の感じから申しますと、国家と地方団体と比べますと、徴税機構という点から行きますと、遺憾ながら日本では地方自治といふことがまだ進んでおりま

せんので、徴税機構が弱い。だから入場税をたくさんというか、合理的にとるといふ立場から申しますと、私は現在の実情では国税の方がいいのではないかとと思つております。それからもう一つは先ちよつと申しました、これは一時の問題でございまして、義務教育国庫負担金の問題で、どちらかというと従来地方財政平衡交付金をもらつておらないやうなところへも行くところ、そういうところはどちらかというと入場税がたかさん上るところでありまして、それを是正するといふやうな意味も私はあるのではないかと思ひます。

○中井(徳)委員 そういたしますと、教授とされましては入場税を国に移管するのは徴税能力というか、それが大きな理由なのであります。その点を伺いたたい。

○井藤公述人 簡単に申し上げますとそれが一つ、それから先の義務教育国庫負担金との関係が第二でございまして、

ゆる近畿なら近畿、中国なら中国、九州なら九州、北海道、こういうふうなブロックにわけたら、この小さい島はもつと税金が軽減されると思ひます。この点を一点お聞きしたい。

それから第二点、間接税といふものをとることは非常に国民にごまかす精神を醸成するものである。間接税はだれも直接見とる者はない。遊興飲食税でもごまかそうと思つたらごまかせ。こういうやうな間接税をとつて、おる国はみな減じております。私は一月ほど前にイタリアとフランスへ行きました。フランス、イタリアは間接税をとつておる。間接税をとつておるから、こういう国はまさに減びんとし。これは日本も同じである。この点について先生はどういうふうにお考えになるか。

それから第三点、先生は入場税を国税に移管せよとおつしやいました。入場税を国税に移管します。そうすると、それがために平衡交付金でも、われ／＼代議士が非常に困るやうに地方から／＼陳情に來ます。そうするとその陳情の費用と、そうして平衡交付金をもらうお金とプラス・マイナス、ゼロになつて行く。入場税を国税に移管すると、／＼と国会へこうして陳情が來て、／＼と国会へこうして陳情することができぬ。これが日本の根本の政治の災いをしておる。こういうやうなものは地方税でやつて行つて――遊興飲食税、こういうやうなばかな税金をとる、これもいけな。間接税はいけぬ、絶対にいけぬと思ひます。それからこれを国税に移管するといふことも、これは運動をして、その奥野さん、官僚に頭を下げた者が

たくさんその税金を交付される。これは交付税になつたといふても同じことです。まいた、そでの下をした者、頭を下げた者がたくさん交付される。それで汚職事件ができる。こういうやうな、すなわち入場税を国税に移管することについて先生は御賛成でございしたら、私は先生の頭を疑う。この点どう御返事をいたしたい。

○井藤公述人 三つの御質問であります。まず第一番の問題は簡単に申しますと道州制を実施するやうにしたらどうか、こういう御趣旨だと思ひます。これは私地方税の機構の改革の問題で、今おつしやいましたやうに道州制でやるのがいいか悪いか、大いに問題だと思ひます。これについて私が賛成か反対かと申しますと、私は今研究中だとお答えいたします。結局は申し上げません。ですが、かりに道州制を実施いたしましたも、その内容いかんによりましては、やはり道州税という税金をとるのでございしたら、府県税でも同じじやないかと思ひます。結局道州制を実施いたしました場合、道州の費用を全部国がまかなうとなれば、また話が別でございしますが、やはりまた何かの意味でそれ負担分任ですか、何とかいう意味で都民税とか何とか税というものを設けるとなると、やはり問題は解決されないのではないかと。これはしかし道州制の内容いかんによつてきまる問題でございまして、私はこれについて、このくらいにさしとめます。

それから第二番の問題は、入場税といふものを国に移管すれば、陳情が多くなつて代議士の皆さんうるさくしてしやうがないし、またそれはよくない、

それは私ももつともであります。但しこの場合は平衡交付金と違つて人口を標準としてわけるのですね。ですから人口を標準にしてわけますので、税金をたくさんもらうために、子供をたくさんつくるというようなことはしないと思ひますが、——ちよつとそれは表現が悪いかもしれませんが、とにかくこの平衡交付金の場合に、なぜあつたことが起るかといへば、やはり特別平衡交付金があつたり、それから計算の方法が非常にややこしいので、あつたことが起るのですが、入場税の場合は、その心配は非常に少ないと思ひます。

それから三番目に、間接税というのは悪いとおつしやいましたが、私は間接税は必ずしも悪いと思ひません。悪い間接税もあるし、いい間接税もあると私は確信しておるのであります。それはどういふものかと申しますと、たとえばわかりやすい例で申しますと、私が学校で俸給をいくらもらつておるか、かりに五十万円なら五十万円と仮定をいたします。時は金なりで、私の年になりますと、五十万円くらいもらふ。年です、一月じやありません。(笑)そこでとにかくその場合に、五十万円の勤労生活者は、所得税とか、市町村民税の場合は同じことと申しますね。しかしながらそれを使う場合に、同じ勤労所得を五十万円なら五十万円もらつておる連中が、それをもつて遊興飲食をやつたり、くだらぬところに金を使う者もあるし、井藤のように書物ばかり買つて勉強もしない人間もありますし、いろ／＼なものがございませう。金の使い方を見ますと、社会的に見て価値の大きな方面に

金を使う人もあれば、価値の少ない方面に金を使う人もあります。その場合にやはり租税制度という立場から見まして、これを差別するということは当然のことと申します。だからして、それは金の使い方、結局は間接税、消費税になりますので、そこで奢侈品に重課し、生活必需品に對しては免税もしくは軽減するということは当然のことだと思ひます。但し現在の日本に行つておる間接税をお前うのみにするからといへば、私は決してうのみにいたしません。生活必需品に準ずるようなものはいけなひであります。しかしながら間接税はいけなひというようなことは私は言へないものであります。たとへばドイツ社会民主党が一八九一年にエルフルト綱領といふものを設けた。あれが世界における社会主義政党的の一つのスローガンになつております。あの中の間接税は廃し、直接税は賛成だと言つておるのであります。しかしあれはあまりにも画一的であつた。それで二十世紀になりますと、當時としては世界の社会主義政党的指導的地位を持つておりましたドイツ社会民主党におきまして、間接税といへないが、大衆でない金持が負担する間接税は賛成だ。直接税であつても大衆の負担になるような直接税は反対だ、こういうことを言つております。だからしてたとへば直接税でありますが、たとへば所得税といふものは、これは典型的な直接税であります。現在日本の直接税には大衆課税の要素が多いのであります。従つて私は、直接税ではございませうけれども、現在の日本の所得税なんかについては、もつと低額

所得者は割引すべきぢやないかと思つておるのでございませう。

○北山委員 先生も大分お忙しいようですから、私はまゝとめて二、三点お伺ひします。

第一は、先ほどのお話、また今年度の地方税制の改革で地方の財源が強化されたというお話でしたが、それにはいろ／＼問題があるのではないかと思ひます。まず第一にはこの税収の見積り、つまり国税の見積りとそれから地方税の見積りですが、地方税の方に於いては相当大幅の、昨年に比べて一〇%以上の見積り増を見ておるといふようなことを聞く。この原因となるのは、地方税ではその基準が昨年度の所得だといふようなことから自然に、今年の経済事情のいかにかわらず、二十八年度の所得を基準にしますから、そこでふえて来るのだといふような御説明ですが、しかしこのように大きくなつて来るからには、やはり地方税においても今年の経済事情といふようなものを基礎にして、今年度の経済活動がどういふ事態になるか、物価事情がどうなるかといふようなことも考慮して、ただ今までのやり方とれば自然にふえるのだといふようなことでなく見積るべきでないかといふのが一点。

それからもう一つは、この地方財源の強化といふことが、ひいては担税力の少ない者にかかる。税率がふえるのではないかといふことです。御承知の通り地方税では物税といふようなものが多いのです。その収益力あるいは担税力にかかわらず、自衛軍一機幾らとか、固定資産税でも同じことです。上も下も同じ率でとられる税金が多い。

だからそういうような地方税をふやすといふことは、結局大衆課税になつて来ると思ふ。直接税であつても間接税であつても同じことだといふふうに考へるのであります。ことに一つの例は固定資産税の農業用資産、本年度は固定資産税につきましては、百分の一・六といふのを一・五に率を下げた。しかしこの固定資産の評価基準といふものは逆に上げておるわけです。たとえば田について言えば、昨年は一反当り約二万二千円であつたが、今年これを二万八千円に見積つておる。約二割五分の見積り増をしておるわけだ。これは物価が上つたから田の価格もそういうふうになつたのだといふこととから来るのでありましようが、そういたしますと、五反歩の百姓と二町歩つくつておる百姓とでは固定資産税においては四倍しか違ひない。ところが農家の現金収入を見ると、五反百姓と二町歩の百姓とでは何十倍の開きがあります。これは現実にもう資料が出ておる。そうしますと、そういうような能力においては非常な開きのあるものが、反別の比例によつてとられる固定資産税、これを多くするために小さい百姓はその負担が重くなるというふうな関係になるのではないか。こういうふうにして、そういう現象が出て来るのではないかといふのが第二点であります。以上の二点について伺ひたい。

○井藤公述人 初めの税金の見積りのお話でございますが、私は地方団体の中央官庁であります自治庁や、あるいは地方財政審議会ですか、あれでもやはりある程度までいろ／＼の見通しをして、そうして評価をやつておられるのではないかと思ひます。この間この委員会から私の公述について書類を送りくださいました。あれを見まして、地方税の算定の標準などは私どもにはわからない。非常にこまかにいろいろな計算をやつておられるのだと思ひます。しかし過去におきまして増収があつた予定よりも多かつた、しかしこれからはそれは行かないのではないだろうかといふ見通しでございませうが、今度はいゝゆる緊縮予算をとりまして、そうしてデフレカデイス・インフレカ知りませんが、何とか国民所得の名目価値だけをふやすことをやめるという方針をとつておられますので、今年度は去年おとしに比べれば、あるいは自然増収は少いかもわかりませう。しかしながら税制調査会があつたところは、やはり国民所得がたしか二十九年は六%でふえるといふ建前で、税収が非常にたくさん上るといふ評価を大蔵省でもやつておられたし、それから自治庁でもやつておられたやうであります。ところが今度の予算に歩調をそろへましてうんと低くまたやつておる。ですから私は日本の経済の動きがどうなるかわからぬことと申しますが、しかし日本の財務当局が、中央、地方を通じて、私はそうでたらめをやつておると思つておりません。やはりできるだけの資料をそろえてやつておられるのではないかと思つております。実は一々資料に當つたことがございませうので知りませうが、今までの感じから申しますと、そうでたらめではない。これは中央、地方同様ではないかと思つております。ただ小さな町村などで一体どういふような評

価をやつておりますか、それは私知りませんが、大体の傾向から言うならば、できるだけ良心的にやつておるのではないかと思います。それが一番。

二番目の問題でございますが、お説の通り、地方税というものは確かに悪税が多いのです。どちらかと言へば、国家がよい税金をとつて、いわば残飯を地方にまわす、極端なことを申しますればそういう危険が多少あるのではありません。しかし例のシャウプ税制——

私はこの点シャウプ税制はよかつたと思うのでございますが、昔は御案内の通り、地租や家屋税は国税でございま

した。それを地方税におろすとか、固定資産税を設ける——固定資産税のときはいくら、な問題がございまして

が、とにかくああいうものを設けるとかで、地方団体の税金は、今から数年前に比べますと、達観いたしまして悪

税は少なくなつてゐる。しかし、それではお前は悪税はないと思うかと言われ

ると、私は確かにあると思ひます。それから、今あなたが御指摘になりました

ような評価につきましてもいろいろあると思ひますし、もう一つは、農民

につきまして、とかく大農保護の傾向があるじやないだろうかということ

でございます。たとえば超過供出やなにかについてのいろいろな報奨金だ

とか、やはりそういうきらいもないわけではないと思ひます。やはり税制の上

におきましても、場所によつてはそういうことがありはせぬかと思ひますけ

れども、大体の傾向から言うといふ方に向つてゐるではないか。ことに所得

税の基礎控除をだん／＼と上げて参りました。現在の六万円というのが理想的とは決して思つておりませんが、それによつて農民の納税者が非常に減つておるのです。数から言ひましてもそれだけ負担が少なくなつておるじやないかと思ひます。しかし今あなたがお

つしやいましたように、地方税にはとかく悪税が多い。だからしてもつと考へるべきじやないかとおつしやられま

すと、大体の御精神は私は賛成でござ

いますけれども、しかしながら、昔に

比べるとずつと進歩してゐるのではな

いかと思ひます。であります。

○北山委員 今のお話、まだいろいろ

申し上げたいこともあるのですが、そ

の点はおきまして、次にもう一つ。

先ほど先生から徴税機構について、

国の方が地方団体の機構よりいいじや

ないかというお話があつたわけであり

ます。しかし私は、それに疑問を持つて

おるわけなんです。徴税能力ということと、国民の負担を公平に、しかも納

税義務が気持ちよく行われるというよ

うな趣旨を加味して考えれば、税務署

の方が地方事務所やあるいは役場より

いは決して思ひぬのです。ことに市

町村民税、あれがシャウプ税制によつ

て改革になりました。税務署の決定す

る所得課税標準金額を基本としなけれ

ばならぬということになつて以来、地

方団体は非常に困つておるのです。現

在事業税でも同じであります。あの税

務署の調査というのは、文句のあるや

つは割合によく当るのです。しかし、

何しろ納税義務者の数が非常に多い

のですから、文句を言わぬいこまかい

ようなやつはほつたらかしてしまふの

です。だから今までは個々の異議を取

上げて、個々について折衝して物事を

解決しておる。しかし市町村役場とか

そういうものは、源泉所得であらうが

事業所得であらうが、そのものをずつ

と並べて順序をつける。そうして見る

と、まさに公平そのものなんです。だ

れが見てもどうしても納税がでない

順序が出ていて、それを基準としなけ

ればならぬというわけで、今市町村は

非常に困つておるのです。だからそう

いう意味において、私は税務署のやり

方がよいとは決して思ひないのです。

だからできれば一日も早くあのような

税務署の決定したものを基準とする

ということから、市町村民税なり事業

税が離脱する態勢がとられなければなら

ぬと思ひますが、この点に対する先

生のお考え。

もう一つは入場税の問題ですが、入

場税が今民間に移管になるといふ緊

急な問題です。これもまた今の問題に

連なるのですが——国税、地方税とも

そうでありまして、税法を立てる上

において、税金がとりやすいという技

術、そういう規定だけが行き過ぎてい

るじやないか。どうぼうを追つかける

体験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

休験して来たのであります。市町村と

もう一回教えていただきたいと思いま

それは申し上げるまでもなく妥当なもの

つたということであつて、他の面

だと思ひます。それから数町村にまた

は法人と個人事業者のきわめて不均衡

改正案ではそれを緩和するようであり

であるような点をいふ／＼私が申し上げ

ますが、私のような考え方をすれば、

承知のことではあります。この圧倒的

に多い個人事業者の水準を法人並み

にするによつて、地方財政に大きな

きに申しましたようなことがよいのじ

やないかと考えております。

○中井委員長 この際井藤さんに申し

上げます。本日はお忙しいところを

おざ／＼御出席いただきまして、貴重

な御意見を拝聴することができまし

て、まことにありがたく存じます。委

員会を代表しまして厚く御礼を申し上

げます。

次は全国事業税対策協議会代表國井

秀作君に御公述を願ひます。

○國井公述人 ただいま井藤先生から

租税制度全体のあり方等のお話があつ

たのでございまして、私は事業税の間

題、ことに今回出ております地方税法

改正法案の中の特に個人事業者の問題

について、諸先生方にお訴えを申し上

げたいと思つた次第でございまして。

事業税が地方財政の上に大きな財源

となつておりますことは、これは申し

上げるまでもないことであります。こ

の事業税の対象者というものは、御承知

の通り個人事業者が圧倒的に多いので

あります。法人事業者の対象者の約八

点の個人事業者の問題だけは、どうし

てもこの改正の際に取上げていただき

たいと思つております。

そこで私どもは先日渡されました今

回の改正案を拝見いたしますと、おほ

むね今回の改正案は、従来の事業税、

特別所得税というものを統合しまして

事業税にするということ、個人事業者

の基礎控除を二十九年に一万円引上

げること、それから税率の軽減と

業種分類の整理という三つの点

に、私は要約されると思つております。

これは一応どうしたのかわかりません

が、この課税標準の問題に對しまし

て、過日自治庁をお伺ひいたしました

で、いろいろ御意見を承つたのであり

ますが、この課税標準は依然として従

な御意見で、いつもごまかされておるのではありません。しかしながら私どもがこの事業税の問題を自分らの力で研究して行けば行くほど、法人と個人が非常に差があるのであります。ことに東京の例を申し上げますならば、相当大規模な営業をしておる法人組織の業者が事業税を納めないで、その日暮しの靴の修理をしておるような気の毒な人に、事業税がかかっているというやうなことは、甚に満ちておるのでございませう。もしそういうことを私から申し上げることが間違つておるとするならば、いつでもその実例を私どもは国会に提示することができるといふことをここに申し上げておきたいのであります。

それから次に、従来の税法で犯しておりましたところの、いわゆる事業税は地方税として独立税であつて、地方長官が独自の責任において課税するべきものであるにかかわらず、二十六年以来ほとんど国税まる写しでこの事業税をかけておつたという違法に對しまして、現在東京都におきましては、六千二百余件の集団行政訴訟が東京都知事を相手として起きているのであります。さらに四國の愛媛県においても、近くこの訴訟を提起されるのであります。また三重県の一部においても、まさに提起されんとしているのでもございます。こういうやうなことで、今回の事業税の改正は、私どもが今まで地方庁に向つていふと交渉をしたときに、いわゆる法人と個人は違ふんだという、あるいはまだ個人の場合はこれは庶益課税であるから控除するわけには行かないのだと、いろ／＼なことを言つて、国税まる写しの問題を言つて

も、これは偶然の一致であるとか、あるいは重要な参考資料であるといふやうな言葉をもつて逃げているのであります。従つて本年度こそは、この個人事業税の問題が、おそらく全国二百数十万に及ぶところの個人事業者が、全部私は行政訴訟に入るわけがあると思ふのです。従つて今回のこの改正案は、そのなつたときにはたいへんであるといふので、改正案は今度は国税まる写しを合理化して改正されているのでも問題になつております。今国会でも問題になつております。今国会はSAの問題でありますとか、あるいは保安隊の問題でありますとか、政府がとりつゝあるところの一連の動かしがたいところの既成事実をつくらせて、そしてこれを将来憲法改正等の場合に、有利な環境をつくり出すと云ふ手段と一脈通するものがあると思ふ私には考えられるのであります。もし現在の改正案がそのまま通過するやうなことがあつたといふましたならば、地方庁はいわゆる徴税手続簡素化の義名に隠れまして、どし／＼国税の決定額に事業税を附加することになるのであります。さらに今日まで全国の中小個人企業者が、ことに零細商工業者が、二十六年以来現在まで滞納になつてゐるものは、いわゆる調定済み額の約四七％近いものであつて、金額にいたしましては四百億以上に上ると思ふのであります。これが二十九年年度の、いわゆる新しい事業税とからみつゝまされて、これが個人事業者に徴収にまわられるといふことになつたら、雪だるまのやうになつて、私は絶対個人企業

者は納税できない立場になつてしまふのではないかと思ふのであります。従つてこの二十九年年度の事業税が、この改正案によつて徴収されるということになれば、今年度の事業税が課税されるとき、いわゆる下半期において、全国の中小商工業者、ことに零細な商工業者は、まづそれを並べて破産、倒産の悲惨事が私は必ず現出するであらうといふことを、ここに申し上げられると思ふのであります。かような次第であります。個人事業税の問題は今日大きな政治問題であると同時に、私は社会問題として見のがすことのできない重要な問題に立ち至つてゐると思ふのであります。

さらに私どもがこの際申し上げたいのは、自家労賃の認め方について、今まで申し上げておつても、これは先ほども申し上げました通り言を左右にしてくれなかつたのであります。しかし私はこうした事業の関係を論ずる場合におきまして、個人であろうが法人であろうが、およそ事業の経営に對しまして人件費を無視したところの経費はあり得ないと思ふ。こういう点から申しますならば、当然これは個人であつてもこの自家労賃的な控除を認めるべきであると思ふのであります。しかるに今回の改正案でも、この点について全然従来と同じやうに自家労賃を認めないという立場において改正案ができておると、私どもは何つておるの、非常に困つたことを考えておる次第であります。

先ほど井藤先生からもお話のあつたやうに、今回の改正案は一律事業税を地方の独立税として存続して行くといふ方針でできておるのであるか、あるいは国税の附加税になつたのであるか、まづたたくその本質が今日はいくづれておるといふこともさしつかえないと思ふのであります。私どもがここに特に強調したいと思ふことは、個人事業税のうちで、ことに零細で多数な家族を要するやうな企業者に重圧的な、この事業税がしわ寄せせられておるのであります。今回の改正案ではこのしわ寄せが絶対に直つておらぬのであります。たゞ／＼法人といつても、先ほど井藤先生のお話の中にもありました大法人は別といたしまして、いわゆる一家族でこしらへてゐるやうな法人を御想像願ひたいと思ふのであります。つまり自分の家族とただ名目的な株主をもつて法定の人員をそろへまして、主人が社長である、家内が専務、子供が常務であるといふやうなことで、これら一家族をもつてこしらへておる法人組織の商店があるといひます。ならば、この商店は主人や細君や子供に手当、俸給を出すことによつて年間四、五十万円の金額をいわゆる損金として経費に落とすことは可能であります。ところが個人である場合におきましては、それが絶対にできないといふところに、この問題にきわめて無理があると私どもは考えるのであります。

かような次第であります。私どもはこの機会にどうしても個人事業税が法人税並になるやうに、決して法人事業税より安くしていただきたいといふことをお願いするのではありません。法人事業税とちよつと同じやうに、見合うやうな税額で負担ができるやうにしたいのだといふことを、特にお願いを申し上げたいのでございませう。私どもがこれに對しましていろいろとみんな相談をいたしまして、かねて諸先生に御提出してありますやうに、全国事業税対策協議会の試案をいたしまして三つの試案を先生方に差出してございませう。私どもも今ここで重ねて申し上げますならば、その第一案は、いわゆる所得税で定められておる基礎控除や扶養控除、その他の控除を差引いた残額を課税対象にしてもらいたいといふことが一点であります。それから第二点といたしましては、個人企業者で主人や家族の勤勞部分に對しましては、地方の事情あるいは業種の実態等によりまして千差万別でありましようから、地方に適當なる条例あるいはまた政令をもつてその決定を与えるやうな措置をとつていただきたいことが二点でございます。第三点といたしまして、現在一万円引上げていたやうな改正案であります。決して自家労賃が五万円が六万円になつても、これは一箇月わずか五千円の問題であります。五千円で自家労賃ができるわけがありません。また自家労賃をほんとうに認めないといふことが、絶対に正しく言えないといふ点から申しますと、個人の場合におきましては、自家労賃が認められないのですから、個人企業といふものはすべて無人スタンダードである。かつてに人が金を持つて来て、かつてに商品を持つて行つていただくといふやうなことになるわけですが、そういうことはあり得ないことである。であるから、自家労賃的に、第三案といたしましては、大体三十万円ぐらゐを基礎控除として

引いていただきたい、こういう三点を私ども対策協議会といたしましては、いろいろと意見はあつたのでございませうが、事業税は賦税であるから撤廃すべきであるというのが、最終の目的ではありますけれども、暫定措置といたしまして、今申し上げたような、いわゆる所得税法によつて課税されることの所得を、課税対象にするか、それではなければ、その業種、地方の状況によつて勤労の部分を査定して差引いていただくか、それではなければ、基礎控除を一律に三十万円にしたいと、さういふ、この三つの案をここに先生方にお願ひするために、試案として御提出してあるような次第でございませう。どうぞこれらの問題等も御勘案くださいまして、先ほども申し上げました通り、個人事業税を決定して法人より安くしていただきたいということを言つておるわけではございませう。ぜひともこれを法人並になるようにお願いしたいと思つております。

最後にお願いをいたしますことは、先ほど申し上げた国税免稅者に事業税を課さないようにしてもらいたい、この点についてもう一つお願いをしておきたいと思つております。国税の免稅者は大体において収益がきつめて少いか、あるいは扶養家族が非常に多いか、それでなければ不測の災害によつて大きな損害をこうむつたとか、一家のうちに長い間病人がおるために、療養費がかつたとかいうようなことによつて、初めて免稅されておるのであります。それは言いかえしますならば、国家がこの人はもう担税力がないというのを認めてくれているのだと私どもは思つております。ところがこう

した人々にもどし、事業税はかかるのであります。どうか私どもはこの国税免稅者に事業税のかからぬように、今度の改正案の中にも免稅に対する条文もあるのである。これはたしか改正案八十条だと思ひますが、その中に国税免稅者には事業税をかけないといふくらしい一項は、ぜひ入れていただきたいといふことをお願いいたす次第であります。そうしていわゆる零細な個人企業の商工業者が、安んじて国税が免稅になつてやれうれしやと思つておると、八月の十五日には、今度は東京都から、いわゆる事業税がとられたのでは、もうその商人はどうすることもできない。こうした零細な気の毒な企業が安んじてその事業に従事できるように諸先生方の御考慮によつて、国税免稅者には事業税がかからぬようにしていただきたいと思つております。なお私どもはよくわからぬことではありますけれども、今回のこの地方税法の改正法案は、聞くところによりますと、地方制度調査会の答申案に基づいてできたこととありますが、この案の決定にあたりましては、地方団体の案から相当反対があつたといふことを聞いておるのであります。私はこのことが事実であるかどうかはわかりませんが、私どもも、私どもも見ましても、また考えましても、今回の改正案は、まったく企業の実態を把握しておらないところの官僚的善悪の改悪案だとさう思つておるのであります。ぜひひとつ諸先生方の良識に訴へまして、この矛盾に満ちておるところの今度の改正法案を、ぜひとも根本的に改革していただきまして、先ほど来重ねてお願いいたしておりますように、個人企業者

が法人並に税金を負担して行けるように、そして国税の免稅になつておるような零細な気の毒な業者が、事業税を免稅せられるように、切にお願いをいたす次第であります。

○中井委員長 次は全国指導農業協同組合代表、武正總一郎君の御陳述をお願いいたします。

○武正公述人 私ただいま御紹介にあずかりました全国指導連の武正でございます。農業者の一員といたしまして、素朴であります、意見を述べさせていただきます。

シャウブ勧告に基きまして昭和二十五年制定されたのが現行地方税制であります。今般その法律の一部改正をされるのであります。この問題については、やはりシャウブ勧告の現行地方税制の特長を一応考えたいのであります。

まずこの地方税制の特長は、第一には地方自治の根柢を培養するといふこととであつたわけでありませう。次に国民の租税負担の合理化、均衡化を確保することが第二点でありました。さらに第三点といたしましては、地方団体間における地方税負担、及び地方行政間の質の均衡化の徹底をはかるということとであつたと思つております。従つて地方自治の基礎を確立することが主眼であつたところならば、この考え方に對しては、私もその観点から地方税制は正しいものと考えておるのであります。この地方自治の確立のために、今回の地方税法の改正が妥当であるかどうか、まず検討される必要があると思つております。塚田田務大臣がその法律の改正理由を述べられたことを、文書で拝読いたしました。改正

の基本方針といたしましては、次の五点があげられておるわけでありませう。

一つは、地方団体の自立態勢強化のために、独立財源の充実をはかる。二つは、地方自治体相互間における税源配分の合理化をはかる。三つは、地方税の税種相互間における負担の均衡化をはかる。四つは、道府県に對して住民が広く負担を分担する税種を与える。五つは、税務行政の簡素、合理化をはかることと、国、都道府県及び市町村の三者間に、徴税上の協力体制を確立する。この五点を改正の重点とされましたのは、まことにけっこうと存じますが、はたして改正案がこれらを十分満足させるかどうか、その趣旨を生かすことができるかどうかを検討したいのであります。

まず第一には、地方団体の自立態勢強化をはかるための独立財源の充実の問題であります。今回の改正によりまして、タバコ消費税あるいは不動産取得税等の新設などにより、国民負担の自主的増加を遂げながら、六百二十四億円の独立財源の増強をはかつた、そのこととありますが、この限りにおいては妥當と考えるのであります。一方、私は次のような点を深く心配いたしますのであります。たとえば警察制度がいかどうかは別といたしまして、警察制度の改正とか、その他合理化の名目のために諸制度の中央への一元化が強化された場合、地方団体の事務分量が増加することが考えられるというところであります。特に農村における地方自治体の事務におきましては先ほども

の基本方針といたしましては、次の五点があげられておるわけでありませう。

一つは、地方団体の自立態勢強化のために、独立財源の充実をはかる。二つは、地方自治体相互間における税源配分の合理化をはかる。三つは、地方税の税種相互間における負担の均衡化をはかる。四つは、道府県に對して住民が広く負担を分担する税種を与える。五つは、税務行政の簡素、合理化をはかることと、国、都道府県及び市町村の三者間に、徴税上の協力体制を確立する。この五点を改正の重点とされましたのは、まことにけっこうと存じますが、はたして改正案がこれらを十分満足させるかどうか、その趣旨を生かすことができるかどうかを検討したいのであります。

まず第一には、地方団体の自立態勢強化をはかるための独立財源の充実の問題であります。今回の改正によりまして、タバコ消費税あるいは不動産取得税等の新設などにより、国民負担の自主的増加を遂げながら、六百二十四億円の独立財源の増強をはかつた、そのこととありますが、この限りにおいては妥當と考えるのであります。一方、私は次のような点を深く心配いたしますのであります。たとえば警察制度がいかどうかは別といたしまして、警察制度の改正とか、その他合理化の名目のために諸制度の中央への一元化が強化された場合、地方団体の事務分量が増加することが考えられるというところであります。特に農村における地方自治体の事務におきましては先ほども

の強化のために振り向ける措置は、現状においてはやむを得ないと考えるのであります。しかし今回の御措置以外に、たとえば遊興飲食税を国税に移管してその譲与税化をはかることによつて、さらにその御趣旨を徹底される必要があつたのではないかと、この点については、入場税だけにどまつたのは、若干合点が行かないわけであり

ます。次に地方税の税種相互間における負担均衡の問題であります。大臣の御説明要旨にありますように、経済情勢あるいは租税体系の変遷に伴い、税負担の合理化、均衡化をはかることは絶対必要であらうと思つておりますが、それでありませう、特に固定資産税率の引下げを、なお一層御考慮願ひたいのであります。これは言いやすく実行はまことに困難なこともしれないのであります。総じて経済力の低い農村自治体においては、地方の自主性があまり尊重せられておらなかつた。戦前たとえば昭和十一年度、十二年度の例をとりましてもよくわかるのであります。農家の負担する租税総額に對する割合は、戦前と昭和二十六年以降と比較いたしました場合に、約倍増になつておると私は考えるのであります。そういう点から申しまして、これまた十分お考えおき願ひたいのであります。

第四の、道府県に對して住民が広く負担を分担する税種を与えるというところは、そのために府県民税の創設が、これまた現状においては必要であると思われまふ。タバコ消費税等において、このためにいろいろ措置を講ぜられるようでありまふが、特にその

分配割合等については、市町村団体の財源強化のために、さらに御高配をいただきますのであります。

第五に、税務行政の簡素合理化と、道府県、市町村の三者間の税務上の協力体制の確保を期せられておるようでありまふ。御趣旨には賛成はいたしますが、特にこの際御留意願ひたいことは、租税財源の優先順位の確立という点であるわけでありまふ。すなわち税制にありまして、市町村及び道府県は、国より多くのわくを与えられなければならないし、また市町村は道府県より多くのわくを与えられる必要があるという点を特にこの際強調いたしたいのであります。また地方税制の改正において一番御考慮をへたいただきたいのは、地方自治体特に市町村、地方団体の地方自治の根底を培養するといふ最初の考え方を、あくまでもやつていただきたいのであります。

さて次に、この際地方交付税について一言述べさせていただきますのであります。地方財政の不均衡と赤字財政を中央集権的な国の支配的力を増強することなくして是正することが、交付金制度のねらいと私は考えるのであります。そこで地方交付金制度の増強のために交付税制度といたしまして所得税、法人税、酒税の一定割合を、地方平衡交付金の算定方法を簡素化した方法で設定することには賛成はいたしますが、結論的に申し上げますと、やはり地方自治体が、特に農村自治体が、それ自体の固有事務よりも、上級自治体及び国の事務分量が増加し、しかもそれに比例した費用がないといふことでは、依然農民自身の貧しい弾力性の

ないふところから、たとえば部落などの寄付金等の醸出によつて辛うじて農村自治体の機能を保つてゐる現状であります。これをゆえに、この点は特に御留意をいただきますのであります。

さて次に主要税目について意見を述べさせていただきますのであります。が、ここでは特に農協の立場から要望事項を申し上げたいのであります。すでに御承知のごとく農協協同組合は農村における信用金融機関として、あるいは販売・購買機関として、あるいは農業経営改善の指導機関といたしまして全国津々浦々に組織されておるわけでありまふ。日本の全農民が加入組織しておるのであります。その数は約一萬二千三百を数え、組合員は九百万人に及んでおるわけでありまふ。この偉大な盛衰は、一方においては日本農業が零細かつ貧困であるために、協同化によりそれを克服しようといふ姿でもあるわけでありまふ。そこで農協は公共的団体として常に取扱われ、往時の産業組合においては、非課税団体として十分認められておつたのであります。しかれば現在はどうかというところ、終戦後はいろいろないきさつがありましたが、現状においては党派を超越せられまして、諸先生のお力によりまして、協同組合の非課税原則の実現に近づいて参つたわけでありまふ。だがこれがともすると打破されたり逆行したりしてしまつて、そうして協同組合の弱体化が、ときに考えられるわけでありまふ。事業税について申し上げますと、公共組合については現行では非課税団体として規定されておりますが、今度の改正案によると、収益事業所得については課税するということになつ

ております。これもまた私は改悪ではないかと考えるのであります。また農業協同組合につきましては、現行では出資組合において法定準備金が出資総額の四分の一に達しない組合に對しましては、非課税として規定しております。この恩典が削られて配当金課税とするようになつておるわけでありまふ。その改正の理由は、いろいろお考えになつたかもしれないのであります。が、われわれはあくまでも農協の公共的的事业団体である性格から、少くとも現行より改悪しないのであります。

なお蛇足ではありますが、改正案を実施したといつたしましても、その税額にはきわめて僅少なものであります。わずか二千四百円足らずの税額であります。これはまた逆説的に申し上げますと、農協は、零細農業者により組織された貧困を防ぐための切実な社会的機関であるといふことが物語られておるわけでありまふ。最近いろいろ汚職問題等がありまして、きわめて膨大な国家資金が浪費されている現在、農民大衆をしてさらにこの改悪により悲嘆させないようになつていただきたいと思います。

なおこの際同様の理由によりまして、次の諸点についてもさらに御高配をいただきますのであります。一つは不動産取得税についてであります。農協の倉庫の場合、農林漁業金融公庫からの貸付額を控除した金額を課税標準とするというように、農協の農業倉庫の非営利性を認めながら、苦のこまかい徴税措置を講ぜられようとするのは解し兼ねるのであります。先ほども申

上げましたが、やみ金融やあるいは造船汚職の、そういう点ではきわめて寛大なおとりはからいがなされておるのであります。一方農協に對してはきわめてどうもそういう点からは酷であるようでありまふ。私はこの点については十分御同情を願ひまして、さらに改善方をお願い申し上げたいのであります。また農協事務所についても同様の趣旨から、さらに御高配を願ひたいのであります。

次に農山漁村電気導入促進法が成り立したのであります。これは農林漁業団体の発電、変電、送電施設を行つて、これによりまして無点燈部落でありますとか、あるいはまだ電気が導入されておらない未開地に発電をいたすわけでありまふ。この施設に對しまして、固定資産税については特別に優遇措置を講ぜられていただきたいのであります。

以上、いろいろ申し上げたいことがございまして、一応このくらいにとどめまして、陳述を終わりたいと思つております。

○中井委員長 次は東京都労働組合連合会委員長河野平次君。御陳述を願ひます。

○河野公述人 私はただいま御紹介にあずかりましたように、東京都労働組合連合会の委員長をやつております河野でございます。

この組合は、東京都の職員合計十三万人ほどございまして、このうち警察、消防など法律によつて労働組合に加入することのできない約三万五千名を除いた全部の職員をもつて構成されておる組合でございます。いわば東京都の職員ということですから、純然た

る地方組織ということでございまして、そういう観点から、私ははなはだ遺憾ですが、東京都を中心としてこのの問題をながめてみたいと思うのであります。

いて申し上げることは適當を欠くかも知れませんが、私どもの基本的な考えといたしましては、そういう勤労所得税を中心とする勤労大衆の直接税を軽減するように、もつと／＼努力を払つ

総額を三千五百三十億ばかり見込んである。これが現行税制による場合の収入見込み額であつて、税制改革を完全に実施した場合における税収見込み額としては、三千七百二十六億円の税収

について大いに問題点が残る。そういう意味合いから申しますと、独立財源の充実と申しますけれども、これは決して嚴格な意味における独立財源と称することは適當ではない。むしろ政府

んに主張されまして、財政的にはいろいろな角度で、この六大都市に庄迫を加えられているのが今日までの現状でございますが、しかしその見方に対しても、私どもは遺憾ながら納得をする

一般的に申しまして、今度の税制改正にあたりましては、私が申し上げるまでもなく、政府は今度一兆円の緊縮予算を組んで、そうしてインフレを抑え、貿易を盛んにし、国際勘定のバランスを保つとともに、日本の自立経済を確立しよう、こういう意図から行われたようであります。そういう終戦後八年間引続いて参りましたインフレに對して、一つの終止符をここで打つて、健全財政、均衡財政というものを通じて、日本経済の確立をはかろうという、政策的に見て大きな転機であるということができ得るかと思ひます。

てほしかつたということを申し述べなければならぬのであります。時間を制限されておりますので、具体的な問題をメモして参りましたが、前の公述人の方も申されましたように、今度の塚岡自治庁長官の説明を拝見してみますと、一つには地方団体の自立態勢の強化に資するために、独立財源を充実するということをうたつております。私どもはこの問題について今までも問題点として対処して参つたのであります。が、去る二月十九日に入場税の国税移管の問題と、警察制度の改正反対、さらに今度の教員に対する政治

を見込んでおります。現行税制で行つた場合と改正税法で行つた場合との關係においては、その差引が本年度の關係から言ふとなるほど六百億円から違ふのでありますけれども、これは何もそれだけの新しい税源を国の方から与える、あるいは地方に新しい税種を設けて、それだけ多くとるということではなく、經濟事情との関連もあります。が、むしろ自然増収によるものが約七〇％近く見込まれているわけであつて、實際に地方自治体においてるお金額はわずか二百億足らずのものであるということができようかと思ふの

依存の不安定財源とでも言わなければならぬ性質のものになると思うのであります。先ほど申し上げた観点から、この入場税の問題について申し上げますならば、これは東京都ばかりではございません。これは主として六大都市が多いのであって、この政府原案によりまして、六大都市だけが大きな犠牲負担を負つて、あとの全部の各県は幾らかでもうるおうことになつてゐるのでありますけれども、この入場税の問題については、それ／＼の府県において今日のような状態に徴税事務を一つの軌道に乗せるについては、か

ことができない。言うまでもなく政府の方で基準財政需要額あるいは基準財政収入額というようなものを一方的にかつてなさしがねをつくつて、それをあててみてこつちが裕福である、こつちが裕福でないという措置をとっているわけですが、かなり先ほどの御質問にもありましたように、よほど政府の方へうまい政治的考慮を払つて、顔をよくしておかないことには、年中その面で締めつけられる。東京などはなはだひどいことになっておりますが、御案内のように義務教育費国庫負担法というものが去年の四月から実施され

そういう政策を徹底させるためには、単に消費を節約するとか、あるいは賃金を引上げないとか、そういう消極的な政策よりもつと進んで、今一番問題になつております過重なる税負担に對して、これを緩和してやるといふ政策もあわせとらなければならないのではないかと考えます。そういう観点から考えますと、前の公述人のお話もありましたように、日本の国民大衆、なかんずく中以下の勤労大衆が今一番困つている問題は、勤労所得税を中心とした大衆課税——大衆課税と申ししましても、間接税と直接税との関係がありますが、私どもはなかんずく直接税による大衆課税を大幅に軽減する措置を講ぜられるべきではないかと思うのであります。そういう立場から申しますと、今度の勤労所得税のごときは国税に属する問題であつて、本委員会にお

的中立云々のいわゆる教育二法案に対する反対、この三つの案件について衆参両院の議長さんに諮問書として提出しておるのでございます。そのようにして私どもは今度の入場税について強く反対の態度をとっているものとでございます。入場税というものは一応譲与税という形において、国が徴収してその九〇％を地方自治体に返すのだ、揮発油税等の一部を含めて地方に返すのだという建前をとつて、總体的には今度の改正によつて六百二十三億の財源が地方の方へ移譲されることになつて、相当財源的に強化されるということとを言われているのでありますが、この説明に対して私どもが検討いたしました場合に、必ずしもそうではないということをお願いするのであります。すなわち配付されたあの表によつてながめましても、来年度における地方税収の

るうと、たとい幾らでも、多いほどいいのですが——地方財政を強化するという意味においては多い方がいいのでありますけれども、入場税等を國でとつて自治体に配付するということになりまうと——今度の法律ではその九〇%を人口比例によつて配付するといふことでありますけれども、私ども東京郡民という立場から考えますと、こゝとはまさにその通りであらうと存じますが、これが將來ともそういう形において永續するかどうかという可能性の問題について検討いたします場合には、これは非常には不安な財源である。百九十二億というのはむしろ全国での話であつて、損するところも得するところも出て来るわけでございますが、若干これによつて地方財政がうるおふ府県があつたにしても、将来性の問題

なりの努力もありますし、またその沿革もあるわけであります。簡単な理由によつてこれを国税に移管するについては容易に納得ができない。これと同時に政府の方においては、予算編成当初に遊興飲食税をもやはり国税に移管しようとする計画があつたごとくでありますけれども、その方は幸いにして思いとどまられたわけであります。これとほんとうに姉妹の関係というか、不可分でもありませんが、非常に似かよつた性格を持つた税金といたしまして、この遊興飲食税を残すということに御理解がいただけるならば、同時に入場税も遊興飲食税とともに、地方税として存置していただきたいというのが私どもの念願であります。なお政府の方ではいわゆる六大都市をもつて富裕府県というようなことで、この富在財源の是正というようなことを盛

ることになつた。ところが実施一、二箇月かのうちすでに法律改正を計画されて、富裕府県に對しては減額またはこれを打切るといふ特例法案を国会に出されたやうなぐあいだ、法律上一応そういう決定をせましても、國の方の財政の都合なり、あるいはちよつと役人の忌諱に触れるやうなことにでもなると、いつ新しい法律案を制定して、それをくつがえされるようになるかわからぬ、義務教育國庫負担という問題は、これは言うまでもなく、一つの義務教育無償の原則という上に立つておる、これは財源があろうとなかろうと、國においてその面に關する限りは平等に交付し、もし財源が偏在しておつて、これを是正しなければならぬといふ事情があるならば、他の方法においてその調整をはかるのが至当であると思はれるにもかかわらず、このやう

な問題に對しては、手を加えて全然打ち切りまたはその減額をはからうとするようなことを見せつけられるにつきましても、私どもは今度の譲与税という形において、国の方から交付される、こういう形ははなはだおもしろくない、きわめて不安定な財源で、自治体における恒久的な財政計画なり事業計画なりというものは、こういうことによつてはとうてい樹立し得ないことになるうかと思つております。

もう一つ御参考のために申し上げておきたいと存じますが、東京都は富裕府県だと申して、そういう措置をとられようとするのでありますが、東京都の税収入総額は二十八年度予算においては四百三十億でございます。職員が必死に徴税能率を高めようとして努力を払つておるわけでありますが、およそ決算に行つて見ると四百二十億程度というのが結論ではなからうかと存するのではありません。ところがこれを歳出面でながめると、日本の首都という関係も大いに手伝つていようかと存じますが、警察費の一点だけを考えましても、これが一年間の東京都における警察費は百十八億円であります。あと教育関係、高等学校、中小も入れた学校、これの経費についても百七十億の財源を計上しておるであります。さらにまた消防関係についても三十億あまりの金が必要ということ、この警察、消防、学校との三つの年間歳出予算だけでもつても、まさに三百二十億からの龐大な財源を要するのであります。税収かりに年間四百二十億あつたといつても、それから三百二十億がその方へ天引きされるというところであれば、あと残るのはせい

ぜい二二%から二五%どまりでありまして、あとの一切の事業はその残りで行わなければならぬという状態にあるわけであつて、その事業と経費との関連を具体的に申し上げる時間もございせんが、当然警察がいろいろとつて、民衆のためにどれだけ具体的にプラスになるかといへば、これはもう何ということはない。消防の問題にしても火事がなければ何ということはない。学校は義務教育であつて日本国中至るところ全部同等の条件である、こういうふうな考へてみますと、東京都の事業税徴収の内容について、かなり御意見もあつたようでございます。そのように無理をして税金をとつて、その税金のうち七五%がこの三つの事業とも言えないような事業で消費されてしまふ。あと残り二五%をもつて東京都民の日常生活に結びつた一切の事業を行わなければならぬということ、それと至上命令としての東京都の一般的な復興のために努力をしなければならぬという大きな責任を負わされておる。さればといつてこの財源を起債に求めようとして、政府の方へ認可を要請すればなか／＼許されない、これも東京都は願が悪いからなか／＼許されない。年間予算において毎年四十数億から五十億の起債財源を予算に計上してあるわけでありまして、実際に許可される起債は僅々十億足らずということであつて、これは非常にみじめな状態です。これは余談になりますが、大正十二年の震災のときには府と市と二つの組織形態になつておりましたが、あのときに復興費として国から助成を受け、あるいは起債を

された金が七億一千万円であつたのであります。東京都七〇%の広域にわたつて被害を受けた今度の震災に対する復興費として、国がどのように見てくれているかということになります。と、東京都全体建設事業等も含めて、わずかに百六十億の起債しか認めていないというのが現状であります。七億一千万円と百六十億ですから、これはたいへん数字的に違ひますけれども、当時の東京府市の合計年間予算額というものは、両方合せてせい／＼一億圓限度である。現在の東京都の財政というものが経常会計においても、六、七、百億になつておるという事情から見ると、その貨幣価値において予算規模において換算いたしますと、実に問題にならないような状態でありまして、そのような中においてなおかつ東京都民というものはみずからの努力と創意工夫によつて生き、都民の施設の改善のために都の復興のために努力をして来ている、その努力は全然認めないで、富裕府県だといふようなことで、簡単に取扱われてしまふということでは、これは地方自治体としてほんとうに創意とくふうの上に立つた長期計画に基く大きな事業を行つ張合いもなければ、行おうとしてもできないことになるのであつて、今後の地方行政運営上大きな問題点となるうかと思つております。それが今警察の問題にしても、教育の問題にしても、あるいは財政の問題にしても、着々と中央集権的な傾向が強くなつておりました。昔の内務省警保局といつたようなかつての警察なら別でありまして、少くとも新憲法において規定された地方住民の自治として発展し、育成されて行くという

観点に立ちますならば、まことに地方自治行政の危機といわなければならぬと思つております。私税関係については専門家でなくてもなく、東京都の一職員という立場において、自分たちの考へておる点だけを無秩序に申し上げたので、はなはだどうも恐縮に存じておりますが、入場税移管反対ということの特に出調し、そのことによつてはこの紙に書いた筋通りには行われなことは明々白々である。それゆゑになおさら反対であるということを強調いたしまして、公述にかへたいと存じます。

○中井委員長 最後に全国料理飲食業茶業連合会代表山本宗平君から御陳述を願ひます。山本公述人。

○山本公述人 たいだいま御紹介にあずかりました全国料飲の、しかも大衆部門の、大衆消費者の食事をあずかつております代表の山本でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

本日この公聴会にわれ／＼料飲組合を、しかも大衆部門の代表として参加させていただきましたことを、くれぐれも御礼を申し上げる次第でございます。

私は本席をかりましてお願いいたしたいことは、終戦後の今日におきまして、今もつてまだ大衆勤労者の方々の三度の食事に税がかかるというやうなことは、ぜひともこの委員会にお願いをいたしまして、御配慮のほどをお願いしたいと思つた次第でございます。これは決して全部と私は申すのではありません。少くとも今日の情勢下において一日銀の物価指数から見まして、現在わずかに百五十円に対して飲食税がかかるというやうなことは、まづ

たくわれ／＼は勤労大衆の方々に申訳がないのじやないか。勤労大衆の方々は、家庭で食事をとられる場合には飲食税はかからないわけでございます。それを食堂に來たために飲食税がかかるというところは、皆さんは御存じないと思ひます。それをわれ／＼はお客様からいただくわけには行かない。しかし現在の法律では納める義務がある。ここにわれ／＼としては非常に苦勞をしておるわけでありまして。私も決して無理なことは申しませんから、どうかこの意味をお含みくださいまして、先生方の絶大な御援助をいただきまして、法律を改正していただいたならば非常に幸いだと思つております。

以上ははなはだ簡単に恐縮でございますが、全国の業者を代表してお願い申し上げます。公述にかへる次第でございます。

○中井委員長 これをもつて午後の公述は終つた次第であります。これから委員諸君の御質疑があればそれを進めるわけでありまして、時刻もはや五時半になつておりますので、できるだけ、御意見を省略願つて質疑だけいたしたいと思ひますが、井藤教授の御説明の際になされた皆さんの御質疑で、大体済んでおるのではないかと存じます。それに今の公述人の皆さんの御陳述については、もう常に聞いておるころでありますから、もしできますならば、この程度でひとつ御終了願ひたいかと思ひますが、いかがでしょうか。

それではこの程度で本日の公聴会を終つて御意はございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中井委員長 それでは公聴会はこれをもつて無事終了いたしました。

なおこの機会に公述人の方々にごあいさつを申し上げます。本日は御遠方のところ、御多忙のところをわざわざおいでをいただきまして、貴重なる御意見をお述べいただきましたことを、厚く委員会を代表してお礼を申し上げます。どうぞ御自由に御退席くださつてけっこうであります。これをもつて公聴会は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

昭和二十九年三月二十四日印刷

昭和二十九年三月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局